

## 24. 子供

### 概況

24.01 2009年7月3日にアクセスした UNICEF のウェブサイトにおけるパキスタンの概況ではパキスタンの子供たちの状況が以下のように要約されている:

“パキスタンの子供は、栄養不良、教育を受ける機会や医療施設の欠如から児童労働という形態での搾取に至るまで多様かつ深刻な課題と直面している。社会における地位の低さによって、家庭および学校における日常的暴力と共に組織化された麻薬取引や性的搾取の犠牲者として放置されている。女兒は特に保守的な態度によって学校への出席や終了が妨げられることで影響を受けている。最近の自然災害によって多数の子供の脆弱性がさらに悪化している。2005年には破壊的な地震により推定 73,000 人の人々が死亡し、330 万人の人々がホームレスとなっている”。[72a] (Background)

24.02 同じ情報源によれば、パキスタンの子供はかなりの困難に直面している。以下はその観察である:

“10 人の 1 人の子供が 5 歳の誕生日まで生き延びることができない……。子供の 30%は慢性的に栄養不足であり、特に農村地域では安全な飲み水や家屋の衛生が欠如している。パキスタンで教育部門に費やされるのは国の GDP の 2.5%未満である。初等教育を受けているのは、初等学校へ通学する年齢の 19000 万人の子供の半分を少し超える程度である。初等学校に通学しているのは、男児が 58%であるのに対して女兒は 48%である。パキスタン人の女性で読み書きができるのは 3 分の 1 を少し超える程度である。14 歳未満の推定 360 万人の子供は、大部分が搾取的かつ危険な労働に従事している”。[72a] (Background)

24.03 しかしながら、UNICEF のパキスタン年次報告 2008 年はいくつかの子供のためになる成果について記している:

- “約 3500 万人の子供が麻疹の予防接種を受けている。
- 5 歳以下の子供 187 万人に対する予防接種、駆虫、母乳育児と栄養に関する相談、適切な衛生習慣に関する情報……
- 地域社会でのアドボカシーを介して、17 県で 162,000 人を超える少女が初めて入学し、11 県で 3,000 人の少女中等学校に入学した。
- 735 校の子供に優しい学校を設置するための学校改善計画。
- 900 の初等学校に提供された衛生関連広報を含む水・衛生施設。
- ひとつの州で 48,000 校での水質検査。
- パロチスタンで達成された 40,000 人の小児の出生届。
- 体罰、児童の性的虐待および性差別を防止するための全国および州レベルでの広報キャンペーンの開始。
- 連邦オンブズマンによる児童相談事務所。
- 1 州で子供出生届の改訂。
- 4 つの州で施設における子供のための最低基準を導入”。[72b] (p7)

サブセクション [Health and welfare](#) を参照のこと

- 24.04 米務省の国別人権報告書 2008 年度版(USSD Report 2008)において、以下のような記述があった:

“政府は同年中に子供の権利と福祉を守る上で法律およびプログラムを介して一定の成果を挙げたが、問題は残されている。テロリズムまたは麻薬犯罪で告訴された青少年は青少年司法制度令(Juvenile Justice System Ordinance)の下では保護されていない。子供の権利擁護団体(SPARC)は、12歳の若い子どもが反テロリズム法によって逮捕されたことを伝えている。この法律下で有罪となった子どもは死刑判決を受けることになっている”。 [2k] (Section 5)

- 24.05 2008 年 3 月 28 日に閲覧した子供の権利擁護団体(SPARC)のウェブサイトには以下の記述があった:

“1990 年 11 月 12 日、パキスタンは国連児童の権利に関する条約[UNCRC]を批准し、同条約は 1990 年 12 月 12 日に発効している。批准時点でパキスタンは、UNCRC の条文はイスラムの法律と価値の諸原則に従って解釈されるであろうという一般的留保を行っている。この留保は 1997 年 7 月 23 日に撤回された。しかしながら、この条約を同国の法律と位置付ける授權法規が設けられるまではパキスタンにおいては同条約は法的強制力を持たない。パキスタンはこれまでにそのような法律を制定していない・・・。2001 年 10 月 31 日、パキスタンは児童の売買等に関する児童の権利条約選択議定書および武力紛争に巻き込まれた子どもの保護に関する選択議定書に調印した”。 [71b] (Child rights)

[Return to contents](#)  
[Go to list of sources](#)

## 基本的法律情報

- 24.06 1979 年のジナ(Zina)とされる犯罪(フドワード執行)令の第 1 章第 2 節(a)の記述では、“・・・成人’は男性では思春期に到達した者または 18 歳以上、女性では 16 歳以上または思春期に達している者を意味している”。 [14b] (p1) パキスタンにおける投票年齢は 18 歳となっている(英連邦議会協会、2008 年 3 月 27 日改訂) [70] 法律上の結婚年齢は男性では 18 歳から、女性では 16 歳からとなっている。(USSD Report 2008) [2k] (Section 5) しかしながら、子どもの権利擁護協会の報告である「パキスタン国内の子どもを取り巻く状況 2008 年」には以下のような記述がある: ムスリム個人法(Muslim Personal Law)の下では“・・・女子が思春期に到達していて自らの自由意志で成人男性と結婚した場合には、その結婚は有効である・・・パキスタンでは通常は女子は 13 歳で思春期に達する。” [71e] (p44)

- 24.07 パキスタンには徴兵制はなく、志願兵への応募の最低年齢は 17 歳である。(米国労働省が 2009 年 9 月 10 日発表した「最悪の形態とされる児童労働についての調査報告書 2008 年度版(2008 Findings on the Worst Forms of Child Labor)」による) [91] (p163) 米中央情報局の「CIA ワールドファクトブック(CIA World Factbook)(2009 年 11 月 11 日更新)」によると、パキスタンの兵士は 18 歳に達するまでは実戦に送り込まれる可能性はないという。 [34] (Military) しかしながら、米国労働省によると、“志願兵への応募の最低年限である 17 歳に満たない年少者が、武力紛争に参加しているとの報告もある”という。 [91] (p163) 工場、鉱山、鉄道およびその他の危険な職種に 14 歳未満の子ども

を雇用することは違法となっている。(USSD Report 2008) [2k] (Section 5) 刑事責任の対象となる年齢は7歳である。(SPARC Report 2007) [71d] (p101) しかしながら、2008年1月4日付の国連子どもの権利委員会への第3回および第4回定期報告でパキスタン政府は、児童保護法案において刑事責任対象年齢を12歳に引き上げるとしている。[79b] (p103)

subsection [Domestic Legislation](#)、[Underage/forced marriage](#)、[Child Labour](#)、第10節: [Military Service](#); 第23節: [Women](#)を参照のこと

## 法律上の権利

24.08 2006年5月23日、政府は第二次「子どものための国家行動計画(National Plan of Action for children)(NPA)」を承認した。「子どもの福祉及び発達のための国内委員会(NCCWD)」(National Commission for Child Welfare and Development)(パキスタンの社会福祉特別教育省の一部)および国際連合児童基金(UNICEF)が作成したこのNPAは“・・・今後10年間の同国の子どもたちのためのパキスタン政府による約束である。”2006年12月のSPARCへの演説において、NCCWDの事務局長は、子どものための国家政策と行動計画の目的を強調している。その内容を簡潔に言えば以下のとおりである:

- 子どもを最優先する
- 貧困と闘う: 子どもへの投資
- どの子どもも置き去りにしない
- すべての子どもの面倒をみる
- すべての子どもに教育を受けさせる
- 害悪や搾取から子どもを保護する
- 子どもを戦争から守る
- HIVやAIDSと闘う
- 子どもの声に耳を傾け、その参加を促す
- 子どものために地球を守る (SPARC Report 2006) [71a] (pxxiii)

[Return to contents](#)  
[Go to list of sources](#)

## 国内法

24.09 2009年8月12日、子どもの権利に関する国連委員会は、2009年9月1日に公表された子どもの権利に関する国連委員会が作成した問題点のリストについてのパキスタン政府からの回答を受け取った。国連子どもの権利条約(UNCRC)の国内法制度への導入に関しては、パキスタン政府は次のように述べている:

“・・・子どもの権利条約の条文の国内法への導入については全力と尽くしている・・・法制度を同条約との整合性を図るために2009年の児童保護(刑法の修正)法案、2009年の児童の権利に関する国家委員会(NCRC)法案および国内児童保護政策が関係者との協議を行いながら作成されており、承認のために内閣で検討がなされようとしている。どう条約の条文は2009年のNCRC法案の中に取り入れられている。この法案は内閣の承認が得られ次第、議会

に提出されることになっている。これらの一連の法律はすべての州と州直轄部族地域(PATA)、連邦直轄部族地域(FATA)および連邦直轄北部地域(FANA)にまで拡大適用されることになっている [2009年8月30日以降、FANAはギルギット/バルチスタンと改名されている]・・・”。 [79a] (p3) 出身国情報公式資料局は執筆時点(2009年12月)では承知しておらず、これらの法案は議会にまで提出されている。

subsection [Childcare and protection](#)も参照のこと

24.10 婚姻法について USSD Report 2008 には以下の言及があった:

“児童婚を禁止する法律があるにもかかわらず、それが行われているという証拠が得られている。3月[2008年]、パキスタンの家族計画協会(Family Planning Association)は、児童婚は同国の結婚の32%を占めていると推定している。2007年のイスラマバードでの人権セミナーにおいて、参加者はシンド州とNWFPの一部で12歳の少女が90,000~200,000ルピー(1,143ドル~2,539ドル)で売買されていることを認めている。農村部では貧しい両親が子どもを奴隷労働力として売ったり、娘を結婚のために売ったりしている”。 [2k] (Section 5)

[Forced marriage](#)についてのsubsectionおよび第23節:女性のsubsection [Family laws: marriage, divorce and inheritance](#)も参照のこと

24.11 社会福祉特別教育省の一部である「子どもの福祉及び発達のための国内委員会(NCCWD)」(National Commission for Child Welfare and Development)は、「児童の性的虐待および搾取に関する国内報告」では以下の言及があった: 政府は“・・・児童の性的虐待と搾取に関連する以下の法律を取り入れる:

- 年警察令、2002年
- 人身売買の予防と管理法、2002年
- 人身売買の予防の管理規則、2004年
- パンジャブ困窮放任児童法、2004年” [29l] (p15)

24.12 児童労働に関して、USSD Report 2008 には次のような言及があった:

“法律は職場での搾取から子どもを保護しているが、児童労働法の施行は厳格なものではなく、児童労働は依然として深刻な問題である。法律では、子どもによる奴隷労働は懲役5年および罰金50,000ルピー(約635ドル)によって罰せられることになっている。法律では工場、鉱山、鉄道、くず拾い、港湾地域、消火作業およびその他の危険な職種に14歳未満の子どもが雇用されることを禁止しており、その労働環境を法律によって規制している。政府は4つの職業と34の工程を子どもが行うことは違法であると定めており、その中には通りでの販売、手術器具製造、深海漁業、皮革工業、レンガ製造、サッカーボール製造およびカーペット製造が含まれる。

“法律では、子どもの就業時間は3時間の労働後の1時間の休息を含む7時間に制限されており、就業日と休日の許容回数が定められている。いかなる子どもの超過勤務や夜間就業は許されず、1週間に1日の休日は保証されるべきである。さらに法律は、雇用主が労働監督官の検査のため就業している子どもの記録簿を整備しておくことを義務付けている。これらの禁止事項およ

び規則は家業や政府の学校には適用されない。法律では 18 歳未満の子どもはすべて搾取から保護されており、人によるスポーツまたは性的な行為およびその他の虐待的行為に関連するすべての活動を搾取的な興行と定義している。みずからの子どもを搾取する親もこの法律の対象となる。

“法の執行は重大な問題である。HRCP や SPARC によれば、児童労働者の数は 1000 万人～1150 万人であり、その多くは農業および家事労働に従事している。メディアの報告によれば、農業以外の児童労働者の約 70%は小規模な作業場で就労しており、児童労働法執行のための取組みを面倒なものにしている。というのは法律では、監督官は雇用者が 10 人未満の施設は検査しなくてもよいとなっているからである。労働・人的資源・海外在留パキスタン人省は、児童労働法下においてすべての施設を検査するための労働監督に特化した小グループを擁している。当局は違反は直ちに報告・起訴されると述べているが、暗に法執行の取組みは問題の規模から言えば十分ではないことには同意している。また監督官は十分な研修を受けておらず、資源は不十分であり、汚職の誘惑には強くない。当局は NGO が干渉なしに監督を行うことを認めており、SPARC は政府の担当者は概ね NGO である SPARC の訪問には協力的であることを認めている。

“法律では、児童労働法の違反に対して 20,200 ルピー(256 ドル)までの罰金を認めている。当局は同年においては違反者に対して罰則を課すことは多くなく、罰則を課したとしてもそれは顕著な抑止効果をもたなかった。法律の執行当局は児童労働法違反に関して何百もの有罪判決を勝ち取っていたが、裁判所が徴収した罰金は NWFP での平均 364 ルピー(5 ドル)からバロチスタン州での平均 7,344 ルピー(93 ドル)の範囲であった。” [2k] (Section 6d)

24.13 USSD Report 2007 では以下の言及があった:

“法律は子どもによるものも含めて強制労働や奴隷労働を禁じているが、政府はこれらの禁止事項を効果的に執行することができず、強制労働や奴隷労働が行われていることが報告されている。奴隷労働制度廃止法[BLAA]は奴隷労働を違法であり、すべての既存の強制的負債をキャンセルするとしており、そのような負債を回収するための訴訟を禁じている。この法律では、児童による奴隷的労働に対しては懲役 5 年から罰金 825 ドル(50,000 ルピー)によって罰せられることになっている。” [2h] (Section 6c)

subsection [Forced labour](#)および第 34 節: [Employment Rights](#)も参照のこと

[Return to contents](#)  
[Go to list of sources](#)

## 法的および刑法上の権利

24.14 2008 年 5 月に公表された SPARC の報告である「パキスタンの子どもたちの現状」(SPARC Report 2007)は 2000 年の青少年司法制度令(JJSO)について以下のように言及している:

“・・・特に青少年司法を扱った最初の連邦法である。この法律は児童の年齢を 15 歳または 16 歳から引き上げて 18 歳までとしており、これまでの曖昧さ

を排しており、18歳未満の者への死刑を禁止している。しかしながら、刑事責任対象年齢は現在でも法令においては“7歳”のままで改訂されていない。この法は、児童が犯した過ちに対して告発された判例だけを専門に審理する青少年裁判所の設置を求めている。この法は、犯罪で起訴された児童または犯罪の被害としての児童に、国家が費用を負担することによる法的支援を受ける権利を付与している。” [71d] (p101)

24.15 UNICEF は 2008 年のパキスタンに関する報告の中で以下のように言及している。“2008 年には、約 400 名の法を執行する公務員が、UNICEF の支援を得ながら、法律の抵触した青少年に青少年司法令(Juvenile Justice Ordinance)に従って修復的正義の諸原則を適用するための研修を受けている。” [72b] (p40)

24.16 アムネスティ・インターナショナルはパキスタンに関する 2008 年次報告(2007 年 1 月～12 月の出来事を扱っている)の中で次のように言及している。“青少年裁判者の数は依然として十分ではない。子どもたちは成人と同様に裁判を受け、拘禁される状態が続いている。子どもたちは他者が犯した犯罪に関して部族地域では辺境犯罪法規(Frontier Crimes Regulation)の共同責任の条項によって拘禁されており、これは国際法における集団処罰の禁止に対する明確な違反である”。 [4a] (Children's rights ignored)

24.17 ヒューマン・ライツ・ウォッチは 2008 年の 5 月 30 日付「青少年の死刑の国際的な禁止の実行を(Enforcing the International Prohibition on the Juvenile Death Penalty)」の報告において以下のように言及している:

“2000 年の青少年司法制度令は、法律違反時点で 18 歳未満であった者による犯罪に対する死刑を禁止しており、被告の年齢が疑わしい場合には医学的検査を命令することを青少年裁判所に求めている。この令は伝えられるところによれば、2003 年まではアザド・ジャンムおよびカシミールまで、そして 2004 年後半までは州直轄部族地域および連邦直轄部族地域にまで拡大されていたという。しかしながら、多くの地域では基盤となる裁判所や法律で規定されているその他の仕組みが未整備であることから、その実施は極めて限定的であった……。パキスタンの最高裁判所は、当初の裁判時点で年齢が記録されていない場合には青少年の犯罪者への死刑の訴えを棄却している”。 [13e] (p16)

24.18 アムネスティ・インターナショナルはパキスタンに関する 2008 年次報告で、2007 年には少なくとも 1 人の子どもが処刑されているが、その時点までには成人していたと述べている。この報告は以下のように言及している。“Muhammad Mansha は 11 月[2007 年]にサヒワールにおいて処刑された。彼は 15 歳前後に犯した殺人に関して 2001 年 3 月に死刑の判決を受けていた。” [4a] (Death penalty)

24.19 SPARC Report 2007 は以下のように言及している。“パキスタンの刑務所に収容されている 1,900 人の青少年犯罪者の 85%近くは公判中である。その大部分は JJSO の条項に完全に違反した状態で 4 ヶ月以上にわたり刑務所に収容されている……。2007 年に NWFP のバンヌ県、コハト県、バナー(Bunner)県のいくつかの刑務所を視察した際に SPARC は、一部の子どもについては 2 年以上にわたって裁判が続いていることを見出している。” [71d] (p107)

- 24.20 子どもの権利に関する国連委員会によって提起された問題に対する回答(2009年9月1日に発表)の中でパキスタン政府は以下のように言及している。“所与の時点では約9,000人から10,000人の子どもが刑事訴訟に関わっていたが、その大部分は初回の出廷時点で保釈金を積むことで釈放されている。”同回答では、2008年12月31日現在では、1,788人の青少年がパキスタン内の刑務所に収容されており、そのうちの1,635人については裁判が進行中である、となっている。この報告はさらに以下のように言及している。“青少年の囚人の70%以上は15歳以上である・・・。有罪となった合計153人の青少年の囚人のうち121人は15歳以上であり、残りの32人は12歳以上である。すべての有罪となった青少年の囚人の95%以上は専門の児童自立支援施設および青少年犯罪者授産学校に収容されている。” [79a] (p26)
- 24.21 パキスタン人権委員会は、2009年4月1日に発表した「2008年度人権状況報告書(HRCP Report 2008)」で次のように言及している。“約64人の子どもと163人の青少年の囚人(8歳～18歳)がラワルピンディのアドィアラ(Adiala)刑務所で成人と共に収容されている。なぜならこの子どもたちは犯罪を犯した母親と共にいる必要があったからである。” [27e] (p165, Children: Juvenile justice)
- 24.22 パキスタン政府は子どもの権利に関する国連委員会への報告の中で、“子どもたちは報告書の対象期間[日付は未確認]においてはジナ(Zina)・フドゥード(Hadood)法令の下で有罪とされている。しかしながら、その数は極めて少ないままである。2008年12月31日現在では、ジナ(Zina)・フドゥード(Hadood)法令の別の節の下で15人の青少年が有罪とされている。前述の日付時点ではパキスタン全土の合計で153人の青少年が有罪となっていることに留意することは大変重要である”としている。 [79a] (p13)

#### 第11節 司法 Judiciary: Hudood Ordinancesも参照のこと

- 24.23 パキスタン政府は、青少年司法制度令の第3節に従って青少年犯罪者に無料の法的支援を提供する義務を負っている。 [67b] (p78) しかしながら、ACHRが作成した「南アジア人権状況指標 2008年(South Asia Human Rights Index 2008)」によると、“大部分の犯罪者は、主として法的援助を提供する弁護士集団の怠慢により法的援助の利用を否定され続けている。” [67b] (p78)
- 24.24 2007年SPARC報告では以下の言及があった。“JJSOは有罪となった青少年の更生のための児童自立支援施設の設置を求めている・・・。パンジャブ州政府はその州都であるラホールに児童自立支援施設を設置しておらず・・・パンジャブ州には2ヶ所の児童自立支援施設があるのみである・・・。” [71d] (p112) 2008年11月22日付デイリータイムズは以下のように伝えている。“・・・[北西辺境州]の州政府はバンヌ県において児童自立支援施設の業務を再開しており、他の県における同様の施設の設置を発表しているが、同州でこれらの施設を運営するための法的枠組みはできていない・・・。” [55m]
- 24.25 2007年SPARC報告はさらに以下のように続けている。:
- “シンド州ではハイデラバードに児童自立支援施設が1ヶ所あり、カラチには少年院と青少年犯罪者授産学校がある。イスラマバード首都圏のバローチス

ターン州および FATA や PATA の部族地域では青少年犯罪者の拘禁と更生のための別途の取り決めがない。児童自立支援施設のスタッフは子どもの権利や法律を犯してしまった子どもの扱いや世話の方法について研修を受けておらず、またそれらについての認識もない。自らを法律違反に至らしめた問題と青少年受刑者が向きあう上で、それを支援する心理学者やカウンセラーも配置されていない。刑務所内の嘆かわしいほどの生活条件も、青少年受刑者の悲惨さに追い打ちをかけている。極めて一部の刑務所以外には、保健、教育、リクリエーションのための設備は整っていない。” [71d] (p112)

24.26 同報告はさらに次のように付け加えている:

“刑務所の条件は 4 つの州すべてで青少年受刑者にとっては劣悪である。それらの受刑者が利用できる資源は欠如しており、生活空間は限られているからである。一部の刑務所では、生活条件を改善し、子どもを更生させようとする取組みが行われている・・・(p111)。これらの青少年犯罪者は刑務所スタッフ、年長の囚人の手により、またひとたび出所した後ではさらに社会によって過酷かつ非人間的な扱いに苦しんでいる。刑務所の 4 重の壁の内側で、これらの子どもたちは教育、健康、リクリエーション、安全性の保証、尊重と尊厳などの基本的権利を否定されている。パンジャブ州には 150 人以上の青少年の囚人を抱える拘束施設が 4 つあるが、いずれも政府が支援する学校制度は行われていない・・・。犯罪者は貧弱かつ非衛生的な条件下で生活している。サルゴダ、ムザファルガルおよびラジャンプールのような場所では、子どもたちは刑務所内の最も汚れた場所に收容されており、サルゴダは最悪の場所のひとつである。訪問の際に見つかっただけで、一時は 50 人を超える青少年が死刑囚用の独房に收容されていた・・・。

“青少年用の收容施設の收容定員は、実際に收容されている青少年受刑者数をはるかに下回っている。大部分の場合では、收容施設の実際の定員の 2 倍ないし 3 倍近くとなっている。これによって特に健康に関わる多くの問題が発生している。適切な浴室は設置されておらず、個々人の清浄度は優先されておらず、同時に混雑した生活によって不健康な人間関係がもたらされている。摂取される食事は標準以下であることから、子どもたちは感染症や皮膚疾患に罹りやすく、特に疥癬は青少年の受刑者で多くみられる。夏期に扇風機がないこと、冬期には毛布が乏しかったり、温水がないことは、青少年受刑者の苦しみを倍加させている。” [71d] (p113-114)

第 13 節: [Prison conditions](#) も参照のこと

[Return to contents](#)  
[Go to list of sources](#)

## 子どもに対する暴力

24.27 USSD 年次報告書 2008 年には次のような言及があった:

“子どもへの虐待は広範囲に及んでいる。子どもの権利 NGO によれば、虐待は家族内で最も多いという。子どもの虐待を監視している NGO は 11 月末 [2008 年]までに 1,417 件の事例を報告しており、これは 2007 年の 2,650 件よりも減少している。子どもの虐待事例の 70%の犠牲者は女子である。報道によれば、一部のイスラム神学校では宗教上の過激主義や暴力を教え続けてお

り、NWFP の隔絶された地域やシンド州奥地のその他の神学校では子どもを不法に監禁し、不健康な条件下で収容し続け、身体的または性的に虐待していることが示唆されている。” [2k] (Section 5)

subsection教育: [Madrassas](#)も参照のこと

- 24.28 子どもへの性的虐待や搾取に反対している NGO である Sahil が発行している報告「Cruel Numbers 2008 年版」によれば、パキスタンでは 2008 年に子どもに対する 1,838 件の性的虐待が記録されており、その内訳は女子に対するものが 1,298 件、男子に対するものが 540 件となっている。報告されている犯罪の大部分はソドミー(異常性行為)や性行為目的の誘拐であった。報告によれば、大部分の虐待者は犠牲者の知人であり、虐待は子どもの家またはその周辺で行われていた。農村部に住み、11~15 歳の年齢集団の子どもが最もリスクが高いことが分かっている。しかしながら、過小報告によって引用した数字は起きているそのような事故を実際に反映している可能性は低い、とこの報告は付け加えている。 [65a]
- 24.29 パキスタン政府は、2008 年に性的虐待を受けた子どもの数は 2,321 人としており、その内訳は男子 1,612 人、女子 709 人となっている。(子どもの人権に関する国連委員会への報告、2009 年 9 月 1 日) [79a] (p24)
- 24.30 2008 年 1 月 18 日付の「パキスタンにおいて子どもの虐待“増加”」の記事において、BBC ニュースは、パキスタンの NGO である人権と法的支援のための弁護士(LHRLA)による報告を引用して次のように伝えている。“パキスタンの子どもたちは、ますます虐待、誘拐および暴力にさらされるようになってきており”、一方では“子どもを巻き込んだ報告事例数は 2006 年の 617 件から昨年の 1,595 件へ 2 倍以上に増加している・・・。その原因としては法の執行率の低さと子どもの権利に対する旧態依然とした社会的態度が挙げられる。” LHRLA の代表は、事例の 80%以上は未報告のままであると推定している。この記事ではさらに、公的機関の無関心は、両親が当局に接近するよりも誘拐犯人と交渉することを選ぶということであり、子どもの虐待を通報することはパキスタンの大部分で未だにタブー視されていることを意味する、と付け加えている。 [35p]
- 24.31 HRCP 報告 2008 は以下のように言及している:
- “子どもの誘拐は身代金、性的暴行、復讐およびその他の理由によって行われる。子どもはまた国内外での強制労働や性的搾取を目的として取引するために誘拐される。多くの児童が拉致されて、強姦/輪姦された後に放置されている。盗まれた乳幼児が子どものないカップルにそれ相当のお金で売却されていることも報告されている。2007 年末の複数の事例は新生児が病院から拉致されたことから始まって、これらの報道は 2008 年まで続いた。カラチ、ファイサラーバード、ラワルピンディ、ハイデラバードおよびラホール国立および民間の病院の双方から新生児が拉致されたといういくつかの報告が入ってきている。様々な暴力的集団が乳幼児の誘拐に関わっていることが分かっている。” [27e] (p137, Children: Kidnappings and trafficking)

第 25 節: [Trafficking](#)も参照のこと

24.32 子どもの福祉及び発達のための国内委員会(NCCWD)は「2008 年子どもの性的虐待及び搾取に関する国内報告(National Report on Child Sexual Abuse and Exploitation 2008)」において、パキスタンの主要都市のいくつかの通りでは70,000 人を超える子どもたちが生活し、働いていることを伝えている。多くは性的虐待を受ける危険にさらされており、76%は性的に活動的で、生存のための手段として宿泊や食べ物のために自らの性を提供することも多い。[29] (p8)

24.33 SPARC 報告書 2007 年は以下のように言及している:

“習慣や伝統に介した子どもへの暴力は子どもの権利の重大な侵害であり、それは様々な名称の下で全国的に行われてきている……。これまでに幾度となく行われてきた良く知られている非人道的な慣行として、Karo Kari(名誉殺人)、Vani/Sang Chatti、Swara/ Walvar、Watta Satta (交換婚) Haq Bakhswana (自らの権利を放棄する) Quran 婚、幼児婚、年少の少年少女に対する強姦、女兒の譲渡、Bachabazi(男児への性的行為(boy keeps))などが挙げられる……。 [71d] (p26)

24.34 アムネスティ・インターナショナルのパキスタンに関する 2009 年年次報告では以下のように言及されている。“少女および女性はアフガニスタンとの国境に沿ったタリバン支配下の地域ではますます虐待の対象となることが増えている。” [4a] (Violence against girls and women)

第 23 節: Women、subsection Rapeも参照のこと; 刑務所における子どもの扱いについては前述のJudicial and penal rights についてのsubsectionも参照のこと

[Return to contents](#)  
[Go to list of sources](#)

## 子どもと保護

24.35 HRCP 報告書 2008 年は以下のように言及している:

“連邦社会福祉特別教育省によれば、児童保護法案は既に準備されており、児童保護政策は内閣への提出の原案は作成されているという。政策の承認後に、同法案は審議されることになっている。この政策は子どもに関連する 78 の法律の見直しを特徴としている。しかしながら、情報不足と既存の法律が実施されていることは、子どもたちが依然として高いリスクにさらされており、何百人もが身体的、精神的、言語的および性的な虐待の犠牲者として掲載され続けることを意味している。これらの事例は労働現場だけでなく、家庭、学校、イスラム神学校、病院および安全な環境と考えられているその他の場所でも見出される可能性がある。” [27e] (p132, Children: Child protection)

24.36 2009 年 8 月 12 日、連邦法および州法への子どもの権利条約(UNCRC)の導入に関して、子どもの権利に関する国連委員会による質問に答えてパキスタン政府は以下のように言及している:

“州政府は同条約[UNCRC]の一般諸原則に基づいて子どもの保護制度を制定している最中である……。シンド州政府は 2009 年のシンド州児童保護局法案

を介して州のための児童保護局を設置しようとしている・・・。NWFP 州政府は、2009 年の NWFP 児童福祉・保護法案の下で子どもの福祉と保護に関する州委員会の設置[原文のまま]を検討している・・・。バローチスターン州政府は国内児童保護政策に従って州児童保護政策を起草している・・・。AJK 州政府は 2009 年の AJK 児童保護局法案を介して包括的な子どもの保護制度の制定を検討している。” [79a] (p3)

24.37 パキスタン政府の回答はさらに、3 ヶ所に児童保護センターが設置されており、1 ヶ所はイスラマバードで、2 ヶ所はバローチスターン州であるとしている。 [79a] (p18)

24.38 UNICEF はパキスタン年次報告 2008 年において次のように伝えている:

“UNICEF の児童と未成年の保護プログラムは政府およびその他の関係者と協力しながら、パキスタンの子どもたちが暴力、虐待、放棄および搾取から保護され、子どもの権利条約[UNCRC]に沿って法改正ができるような環境を作り出そうとしている・・・。責務の担い手(duty-bearer)と子ども自身において子どもの権利についての理解を築いていくことはもうひとつの基本的な取り組みである。” [72b] (p39)

24.39 同筋はさらに次のように付け加えている:

“2008 年には約 28,000 人の責務の担い手と 20,000 人の権利の保持者(right holder)が子どもの権利の保護についての研修を受けている。子どもの放棄、虐待、搾取および人身売買に対処するための知識と技能は 800 ヶ所のサービス提供者に普及しており、市民社会の 600 人が CRC の条項の普及と実施のために研修を受けている・・・。全国レベルでは、ラジオ、テレビおよびその他の経路により身体的、精神的、言語的および性的な虐待への認識を広めるための広報キャンペーンが開始されている。教師、医療スタッフおよび家族も研修を受けている。” [72b] (p40)

24.40 *The News* 紙は 2009 年 8 月 7 日に、国際連合児童基金(UNICEF)との協力により児童相談事務所(CCO)がシンド州の州オンブズマン(POS)事務局に設置されたことを伝えている。この記事によれば、CCO は“・・・調査、アドボカシー、子ども自身や子どもの権利についてのその他の関係者との関わりを介して、子どもの権利問題に対処するための基盤を提供するものである”と伝えている。 [44f] 児童相談室(Child Complaint Cell)も連邦レベルでのオンブズマン事務局によって設置されている。(子ども権利に関する国連委員会への報告、2009 年 9 月 1 日) [79a] (p5)

24.41 「子どもの福祉及び発達のための国内委員会(NCCWD)」は、2008 年の「児童の性的虐待および搾取に関する国内報告」で以下のように言及している: 一般国民向けの児童の性的虐待(CSA)に関しての多くの意識向上・啓発プログラムが政府および非政府組織(NGO)の支援を受けながらメディアや街頭演劇を介して、また職場において実施されてきている。 [29f] (p9)

24.42 2004 年のパンジャブ州困窮放任児童法に従って、パンジャブ州政府の内務省の管轄下において児童保護福祉庁(Child Protection and Welfare Bureau)が設

置された。[64a] この児童保護福祉庁は子どもとその家族を支援するための一連のサービスを提供する。その中には“・・・困窮放任児童の救出、回復、保護監督、更生、社会復帰および経過観察”のための児童保護部門(Child Protection Unit)が含まれている。[64b] 子どもヘルプラインは、24時間・週7日間利用可能な電話相談サービスであり、[64c] “・・・子どもに世話、支持、情報および支援を提供する・・・” 開放・移動受入れセンター(Open and Mobile Reception Center)もある。[64d] [64e]

- 24.43 子どもの性的虐待と犠牲者を保護する法律について SPARC はそのウェブサイトですべての次のように言及している:

“パキスタンの刑事司法制度は、成人に対する性犯罪と違ったやり方で児童に対する性犯罪を扱っているわけではない。一部の子どもへの性的虐待の事件を起訴するために、パキスタンの刑法典および1979年のフード令を利用することは可能である。性的虐待者を起訴するために用いられるパキスタンの刑法典[PPC]の条項は、直接的に強姦やソドミーを対象にした内容である。殺人や誘拐の論拠も、違反者をより間接的に罰するために用いられる。女性の強姦に関する第376節は、死刑または10年以上の禁固刑もしくは罰金を伴う25年以上の禁固刑を定めている。第377節はソドミーについて規定しており、その禁固年数は2～10年である。第254節は性的嫌がらせを扱っているが、最長禁固年数はわずか2年となっている。

“最近の最も顕著な進展は、2006年の女性保護(刑法改正)法の採用である。この法律はいくつかの点で改正が行われている。強姦犯罪(zina-bil-jabr)とそれに対する処罰はジナ法令から削除されて、PPCに第375節と第376節として復活した。この犯罪は女性に対して男性により強制的に行われる行為として定義されてきており、男性も強姦される可能性があるという1979年以前のPPCの示唆は削除されている。女性の同意は、彼女が16歳未満である場合には弁護の理由とはならないことになる。強姦に対する罰則は死刑または10～25年の禁固刑となる。強姦および輪姦の訴訟の手続きは、刑事訴訟法(CrPC)によって規定されることになる。訴訟はこれまでと同様に刑事裁判の通常の裁判所によって審理されることになるが、控訴は[連邦シャリーア裁判所]ではなく通常の裁判所へ提出されることになる。Tajir(体)刑となる傾向のあるジナ(Zina)[コーランまたはハディース(Hadith)によって規定されるのではなく判事の裁量によって処理される]はPPCに移行されている。この犯罪は保釈が可能であり、禁固刑は5年までである。申し立てはすべて2人の男性成人でイスラム教の証人による裏づけが得られている非公開の訴えを介して行われることになる・・・” [71c] (Protection for Victims of Child Sexual Abuse in the Law)

23節: 女性 subsection Women Protection Act (WPA)およびChildren's homesを参照のこと

[Return to contents](#)  
[Go to list of sources](#)

## 未成年/強制結婚

- 24.44 SPARC 報告 2008年では以下のように言及されている:

“児童婚の習慣はパキスタン全土でよくみられ、特に都市部および農村部の貧困地域に多い・・・。[71e] (p43) ムスリム個人法では、16歳未満の少女は1929年の児童婚制限法(Child Marriage Restraint Act)によって結婚の契約が無効であるとなっている。しかし少女が思春期に達して自らの自由意志で成人男性と結婚した場合には、その結婚は有効である・・・パキスタンでは通常は女子は13歳で思春期に達する。” [71e] (p44)

24.45 USSD Report 2008 には次のような言及があった:

“児童婚を禁止する法律があるにもかかわらず、それが行われているという証拠が得られている。3月にパキスタンの家族計画協会(Family Planning Association)は、児童婚は同国の結婚の32%を占めているを推定している。2007年のイスラマバードでの人権セミナーにおいて、参加者はシンド州とNWFPの一部で12歳の少女が90,000~200,000ルピー(1,143ドル~2,539ドル)で売買されていることを認めている。農村部では貧しい両親が子どもを奴隷労働力として売ったり、娘を結婚のために売ったりしている。” [19a]

24.46 2008年6月15日、IRINは以下のように伝えている:

“米国に本部を置く国際人口評議会(International Population Council)のイスラマバード事務所が収集した統計情報によれば、パキスタンの農村部の女性の58%は20歳前に結婚しており、その多くは法律で定められた年齢である16歳に達するまえに結婚している。調査が行われていないことと、婚姻届を行う際に家族が嘘をつく傾向があることから、正確な数字は入手不可能である。実施に多くは婚姻届すら出さない。都市部ではこの率は27%である。評議会の報告によれば、全体として20~24歳のパキスタンの既婚女性の32%は18歳になる前に結婚しているという。各州の中でも南部のシンド州は女性の早婚の割合が高く、最も開発が進んでいるパンジャブ州での早婚率は最低となっている。” [41c]

24.47 同筋によれば、シンド州の最近の Chach 村における最近の“ジルガ(jirga)”(部族長老評議会)は、“・・・Chakrani 部族出身の3歳から10歳の年齢の15人の少女をライバルである Qalandari 部族出身の男性と結婚させることを決定した・・・8年間にわたる部族間の不和を解決するために。この事態に介入するためにシンド州と連邦政府へのアプローチが行われているが、未だに何の方策も発表されていない”という。 [41c]

24.48 アムネスティ・インターナショナル(AI)はパキスタンに関する2008年年次報告において以下のように言及している。“高等裁判所は数回にわたり、紛争を解決する手段として少女または女性を敵対する相手との結婚のために引き渡すスワラ(swara)という慣行に責任を負う人々の起訴を命令している。この慣行は2005年の法律によって10年までの禁固刑によって罰せられている。” [4a] (Violence against women) 2008年の出来事を扱ったパキスタンに関する2009年年次報告の中で、AIはシンド州において“名誉殺人”を巡る紛争を解決するために12~14歳の3人の少女の強制婚については何の逮捕も行われていないことを伝えている。 [4d] (Children's rights)

24.49 ACHRが作成した「南アジア人権状況指標2008年(South Asia Human Rights Index 2008)」は以下のように伝えている。“女兒は相変わらず家族の“個人財

産”とみなされており、負債や家族の不和を解決するための手段として利用されている。”この報告では、そのような慣行が行われている事例を紹介している。[67b] (p77)

24.50 HRCP 報告書 2008 は以下のように言及している:

“社会的少数者の少女を拉致するという極めて深刻な傾向が増加していることも認められた。シンド州では多くのヒンズー教の少女が拉致され、強制的にイスラム教に改宗させられ、ムスリムの男性と結婚させられていることが伝えられている。これらの少女は家に帰ったり、自らの両親や家族と連絡を取ることも許されていない。この傾向は国全体で増えており、同時にヒンズー教以外の宗教的少数者のコミュニティにも影響が及んでいる。この深刻な問題に対処するための適切な法律は現場では存在せず、そのような事例に対する法的措置はほとんど失敗に終わっている。” [27e] (p137, Children: Kidnappings and trafficking)

第 23 節: Women: [Socio-Economic Rights](#) および第 19 節: [Religion: Interfaith marriage](#) も参照のこと

[Return to contents](#)  
[Go to list of sources](#)

## 児童労働

24.51 2008 年 USSD 報告は次のように伝えている。“法律は職場での搾取から子どもを保護しているが、児童労働法の施行は厳格なものではなく、児童労働は依然として深刻な問題である。” [2k] (Section 5)

24.52 米国労働省が 2009 年 9 月 10 日に発表した「最悪の形態とされる児童労働についての調査報告書 2008 年度版(2008 Findings on the Worst Forms of Child Labor)」は以下のように伝えている:

“パキスタンでは雇用主が規制に従っているならば、どのような年齢の子どもでも雇用することが可能である。鉱山またはその他の危険な職種や工程において 14 歳未満の子どもを雇用することは違法である。子どもの労働が違法とみなされる 4 つの職種と 34 の工程には以下のようなものがある: 殺菌剤や殺虫剤の混合・製造、燻蒸消毒; 鉄道駅または港湾における労働; カーペット織り; 建築業; セメント、爆発物、毒性物質の使用を含むその他の製品の製造業。子どもたちは、労働時間が 1 日 7 時間以下であること(3 時間毎に 1 時間の休息が義務づけられる)、午後 7 時から午前 8 時は働かない、そして残業はしない、ということを経験し、危険を伴わない職種において労働することは許されている。これらの危険な職種では、様々な規制が 14 歳以上の子どもの労働に適用される。” [91] (p162)

24.53 HRCP 報告書 2008 は以下のように言及している:

“政府は未だに児童労働者数を 330 万人とした 1996 年に実施された児童労働に関する最後の総合調査を拠り所としているが、他の機関による推定ではその数は 1,100 万人とされている。適切な統計情報の欠如は、問題に対して適切な対処がなされておらず、せいぜいでこの問題の重大性が曖昧にさ

れていることを物語っている。同時に 2001 年に導入された「児童労働撤廃のための国家行動計画(National Plan of Action for the Elimination of Child Labour)」が未実施のままということは、児童労働およびそれに伴う搾取がノーチェックでまかり通っていることを意味している。貧困の増大と食品・日用品の価格上昇は、より多くの子どもたちが学校から追い出されて、労働への駆り立てられていることを意味している。” [27e] (p132, Children: Child labour)

- 24.54 子どもの奴隷労働の問題に関して、USSD Report 2008 には次のような言及があった。“子どもたちは、大領主への家族の義務の一部として、レンガ窯、カーペット製造、農業に強制的に従事させられている。” [2k] (Section 6d) 同上の情報源によれば、“レンガ窯、精米所および織物工場における子どもの奴隷労働は依然として深刻な問題となっている。一部の事例では家族が犠牲者を強制的な労働力として売り渡したり、子どもを結婚させたり、非合法的な職業へと送り込んだりしていると考えられているが、それ以外には子どもたちが誘拐された事例もある。” [2k] (Section 5)
- 24.55 米国労働省(USDOL)は、以下のような見解を述べている。“子どもの商業的な性的搾取は依然として問題となっている。子どもたちは性的搾取および奴隷労働のためにパキスタン国内で売買されている。少女たちは奴隷労働のために国際的に売買されている。誘拐された子どもたちが手足の一部を切除され、乞食として働かされているという報告もある。” [91] (p162)
- 24.56 明るい話題としては、2008 年 9 月に終了した「国際労働機関の児童労働廃絶のための国際プログラム(ILO IPEC)」という時期限定のプログラムによって、“・・・ ガラス装飾品、手術器具、革なめし、石炭鉱山、清掃、深海漁業などの産業での労働から 10,217 人の子どもたちを抜け出させ、1,834 人の子どもがそのような業種に就くことを防止した。” と同じ情報筋が伝えている。USDOL が支援するその後のプログラム、その他の外国政府および NGO は、最悪の形態の児童労働と闘うための活動をパキスタンにおいて続けている。 [91] (p164)

subsection Domestic legislation, 第 25 節: Trafficking; および第 34 節: Employment rights も参照のこと

[Return to contents](#)  
[Go to list of sources](#)

## 子どものホーム

- 24.57 「子どもの福祉及び発達のための国内委員会(NCCWD)」(National Commission for Child Welfare and Development)は、2008 年 6 月 27 日に閲覧したストリートチルドレンに関する日付不明の概況報告書において、パキスタンには SOS 村も含めて 250 人を超える孤児がいる、としている。ホームは孤児だけでなく、両親から見捨てられた子どものためのシェルターを提供している。 [29i]
- 24.58 SOS 子ども村(SOS Children's Village)による日付不詳のパキスタンの国内概要報告は以下のように伝えている。“・・・パキスタンには 8 ヶ所に SOS 子ども村、1 ヶ所の SOS 子ども村ホーム(SOS Children's Home)、6 ヶ所の

SOS 青少年施設(SOS Youth Facility)、7ヶ所の SOS ハーマン・グメイナー学校(SOS Hermann Gmeiner School)、4ヶ所の SOS 職業訓練センター(SOS Vocational Training Centre)、4ヶ所の SOS 社会センター(SOS Social Centre)、2ヶ所の SOS 医療センター(SOS Medical Centre)、そして2つの SOS 緊急支援プログラム(SOS Emergency Relief Programme)がある。” [28b] 2008年1月25日に閲覧した同じ情報源によれば以下のような言及があった：この基金はパキスタンの7ヶ所にコミュニティーに拠点を持ち(ラホール、ドーディアル(Dhodial)、ラワルピンディ、ファイサラバード、カラチ、サルゴダおよびムルタン)、さらにムザファバード(Muzaffarbad)とシアルコット(Sialkot)が建設中であり、必要とする人たちに学校教育、医療サービスおよび職業訓練を提供している。 [28a]

- 24.59 パンジャブ州の児童保護福祉庁は、困窮・放任児童の短期および長期のケアのために5ヶ所に児童保護施設(Child Protection Institution)を開所したことを発表した。この施設は子どもたちに“・・・質の高い住居、教育、職業とリクリエーションのための施設”を提供する。 [64f]
- 24.60 2009年9月1日の子どもの権利国連委員会への報告の中でパキスタン政府は次のように述べている。“8,356人の子どもたちが家族環境から引き離されて、全国各地の92の施設に収容されている。NWFPでは17の施設に2,510人の子どもたちが収容されており、一方でシンド州では23の施設に1,681人の子どもたちが収容されている。パンジャブ州では3,955人の子どもたちが49の施設に収容され、バローチスターン州では170人の子どもたちが2つの施設に収容されている。連邦直轄部族地域では、40人の子どもたちが1つの施設に収容されている。” 同じ情報源によれば、2008年では361人の子どもたちが里親の家族によって育てられている。 [79a] (p24)
- 24.61 パキスタンで最大の福祉団体であるエディ財団はそのウェブサイトで、同財団が大分部のエディ緊急センターで提供しているのは、無用とされた乳幼児を委ねることのできるサービスとしての“Jhoolas”(ゆりかご)だと述べている。見捨てられた乳幼児にはエディホームでシェルターが与えられ、後に養子縁組がなされる。 [10a] (Edhi Foundation Services) 同財団のウェブサイトにはパキスタン全土にわたる112ヶ所のエディ財団のセンターが掲載されている。 [10b] (Contact Edhi Foundation) 同財団はまた困窮した孤児および家出した子どものためのホームを運営している。このウェブサイトによれば、パキスタン全土に13のホームがあり、そのうちの7つはカラチにあるとされている。 [10a] (Edhi Foundation Services)

## 教育

- 24.62 2009年6月5日に閲覧した Europa World Online では以下の言及があった。“すべての人々に無料の初等教育は憲法上の権利ではあるが、教育は強制ではない。初等教育は5歳で開始され、5年間続く。中等教育は10歳から始まり、3年間と4年間の2つの段階に分かれている。” [1] (Education) Europa recorded the adult literacy rate in 2004 as 49.9 per cent (males 63 per cent, females 36.02 per cent). [1] (Statistics: Education)
- 24.63 HRCP 年次報告書 2008 は以下のように言及している:

“6月に発表された2007年～2008年の経済調査では、12,737の公的部門の教育施設が機能していないという信じ難い数字が示されている。これは合計で231,289の施設の一部であり、シンド州がその概ね58%と大部分を占めている(7,387)。これらの機能していない施設のうち、11,589は公立学校であり、1,148はその他の教育施設であった。公的統計情報によれば、公共部門の約37.8%の学校は境界壁、32.3%は飲料水、56.4%は電気、40.5%はトイレ、6.8%は物理的構造物がそれぞれ用意されていない。” [27e] (p161, Education: Primary and secondary schools)

24.64 同じ情報源の UNESCO の「EFA(すべての人々に教育を)世界モニタリング報告 2009年」によれば、パキスタンは世界で学校外にいる子どもの数が最も多いという。州間、都市部と農村部、世帯収入の大きな格差は、パキスタンの基本的な教育の進展を妨げている。HRCP はさらに次のように述べている。“最近の UNESCO の数値ではパキスタンの正味の入学者数の比率が男子では73%であり、女子では57%<sup>1</sup>であることが確認されている・・・。パキスタンは EFA の開発指数ランキングにおいて最底辺の120番目に位置しており(0.80 スコア未満)、教育に対する公的支出の GNP に占める割合という観点から教育への分配が最低であった。” [27e] (p159, Education)

24.65 学校で教えられている科目に関しては、パキスタン政府は2009年9月1日付の子どもの権利に関する国連委員会に対して以下のように報告している。“Islamiyat はクラス□～□□の独立した必修科目として教えられることになる・・・。英語はクラス□以降でウルドゥー語と共に必修科目として教えられる・・・。すべての科学の科目について教授の際の言語は英語となる・・・。” [79a] (p20)

24.66 USSD 報告 2008 に以下の言及があった:

“地方の法律は自由な無料の公教育を義務付けておらず、学校は一般的に授業料を徴収する。パンジャブ州のような一部の州政府は無料公教育を規定する法律を通過させているが、多くの学校は授業料や書籍、物品および制服のための諸経費を徴収し続けている。公立学校の中でも初等教育の学年以上は多くの農村部では利用不可能であり、親たちはイスラム神学校を利用する。都市部では一部の親たちは施設が不足していたり、公教育制度によって提供される教育の質が貧弱であるために、子どもたちを私立学校へ通学させる。” [2k] (Section 5)

24.67 USSD IRF 報告 2009 には以下の言及があった:

憲法は“宗教に関する教育施設”を認めている。いかなる生徒に対しても、彼または彼女自身の信仰以外の宗教上の礼拝で宗教的教育を受けさせたり、参加させたりすることを強制することはできない。いかなる教団または宗派の生徒であっても、その宗教教育を否定することは禁止されている。Islamiyyat(イスラム学)は州立学校のムスリムの生徒全員にとって必修となっている。他の宗教グループの生徒は法律的にはイスラム教を勉強する義務はないが、自分自身の信仰において同等の授業を受けられるわけではない。一部の学校ではムスリム以外の生徒は Akhlaqiyyat(倫理)の授業を受ける場合もある。憲法は信仰している宗教のみに基づいた政府の教育施設への差別的入学を明確に禁じている。政府高官は、政府の教育施設への入学に影響する唯

一の要因は生徒の学年であり、どの州に属しているかであると述べている。ただし生徒は自らの信仰している宗教を申請書において宣言しなければならない。この宣言は大学を含む私立の教育施設に関しても求められる。ムスリムの生徒は直筆で預言者マホメットは最終預言者であると信じると宣言しなければならない。別途の方法としては単にアフマーディス(Ahmadis)と書くこともある。非ムスリムは信仰している宗教について地元の宗教界の代表による確認を得る必要がある。” [2n] (Section II: Legal/Policy Framework)

24.68 同上の報告書には以下の言及があった。“公立学校のカリキュラムには教科書の内容において特にアフマーディス、ヒンズー教およびキリスト教のようなマイノリティの宗教グループに対する軽蔑的な記述が含まれており、宗教的非寛容の教えが広がっている。政府はそのような内容を排除するためにカリキュラムを改訂し、宗教以外の教科からイスラム教的色彩を除去しようとしてきている。” [2n] (Section II: Legal/Policy Framework)

24.69 HRCP 報告書 2008 は以下のように言及している:

“5 歳から 9 歳までの年齢集団の子どもたち約 650 万人は学校外に置かれたままである。公式数字(多くの場合、入学者数の水増しが疑われる)でさえも、初等学校に入学したパキスタン人の子どもはわずか 59%であることを認めている。公式数字によれば、通常は 5 年間であるにもかかわらず学校で過ごすのは平均で男子は 3.8 年、女子は 1.3 年となっている。中退は驚くほど高率である。11 月に[UNESCO]の文書で報告されている数字によれば、学齢の子どもたちの 260 万人以上が NWFP では通学していない。” [27e] (p163, Education: Children out of classrooms)

24.70 多数の学校外の子どもたちの問題に対処するための取組みにおいて、パキスタン政府は 2009 年 9 月 1 日付の報告の中で、子ども権利に関する国連委員会に対して以下のように述べている:

“貧困で恵まれない子どもたちには、食事、栄養および食用油などの形で報奨物品が提供されている。教育への予算は現在の対 GDP2.2%から 4%にまで強化されようとしている。女子教育の推進については、UNFPA[国連人口基金]との連携によりプロジェクトが実施されてきている。このプロジェクトの下で既存の女子初等教育は刷新され、教育を受け続けられるように困窮した家族の女子たちには報奨物品が提供されている。初等教育の全生徒に無料教科書が配布されている。公的部門の初等教育はほとんど無料である。学校外の子どもたちのために、約 13,000 の非正規基本教育学校が開設されている。この数は今後 2 年間において 20,000 にまで増加する見込みである。義務初等教育法は、イスラマバード首都圏と共に 4 つの州のうちの 3 つで成立している。” [79a] (p14)

24.71 HRCP 報告書 2008 は次のように言及している:

“女性の教育は、タリバンが支配する地域(特にスワットやディール)および地元の武装勢力と軍の間の戦闘の影響を受けている場所では、継続的に女子高や教師が標的となっていることから大きな後退に苦しんでいる。多くの学校は攻撃や爆撃の脅迫を受けて閉鎖を余儀なくされており、多くの場所では生徒や教師が全く登校しなくなっている。地域のタリバン化によって、女性の

ための教育施設や女性の人権のために活動していたり、単に女性を雇っているというだけの NGO への攻撃が行われている。昨年のように政府はこのような状態を防ぎ、女性の教師、労働者および生徒を保護するための具体的な措置を講ずることができないでいる。” [27e] (p119, Women: Education)

- 24.72 IRIN は 2008 年 9 月 16 日に、北西辺境州の武装勢力が同州の 103 の学校を破壊したことを報告している。それらの学校の 99% は女子高であった。この記事はさらに、“タリバン寄りの武装勢力は店舗や女子高を焼き払っている。それらが“俗悪さ”を拡大しているというのが彼らの主張である・・・。”これによって 14,000 人の女子が学校外へと追い出され、これが場所がないために既に教育を受けられない状態となっている推定 50,000 人の子どもたちに追加されることになる。 [41e]
- 24.73 2009 年 3 月 4 日に IRIN は次のように伝えている。“北西辺境州(NWFP)のスワット渓谷では、2008 年 12 月末に武装勢力が女子教育禁止を宣言したことから、学校へ行っていなかった少女たちが、暫定的に戻り始めている。数年前に NWFP 州政府はイスラム法実施運動(TNSM : Tehrik-e-Nifaz-e-Shariah Mohammadi)との協定を締結し、イスラム法の原理が実行に移され、学校が再開されていた。しかしながら、戦闘により多くの教師はスワットを去り、学校では十分な教師が確保できていない。また一部の親は未だに子どもを学校へ戻すことを極度に怖がっている。 [41f]

[Return to contents](#)  
[Go to list of sources](#)

## イスラム神学校

- 24.74 イスラム神学校(宗教学校)の利用可能性とその内容について、USSD IRF 報告 2009 は次のように述べている:

“イスラム神学校は、純粋な宗教教育を求めるムスリムにとっては伝統的な施設である。多くの農村部のコミュニティーでは、イスラム神学校は利用可能な唯一の教育である。近年では一部のイスラム神学校では、テロリズムを支持する過激な教義が教えられている。過激主義の拡大を抑制するための取組みとして、2002 年神学校登録令は全神学校に対して 5 つの独立委員会(wafaqs)のうちのいずれかに登録し、外国からの援助受入れを止めて、州政府の同意を得た外国人生徒のみを受け入れるよう求めている。報告期間の終わりまでには約 15,725 のイスラム神学校が登録しているが、多くの市民団体組織や教育専門家はイスラム神学校の登録数および未登録数の統計数字に疑問を投げかけている。” [2n] (Section II: Legal/Policy Framework)

- 24.75 さらに同じ情報源は次のように付け加えている:

“イスラム神学校の協調的登録のための 2005 年の枠組みには、財政的および教育的データの提示とセクト的・宗教的憎悪や暴力についての教育の禁止が含まれるが、前政府内での政変や管轄権争いのために頓挫したままとなっている。政府と独理イスラム神学校委員会は、数学、英語および科学を含む宗教以外の科目についての全イスラム神学校への段階的導入に合意している。2008 年に政権に就いた文民政権はイスラム神学校改革の優先度は高いとしている・・・すべての独立委員会(wafaqs)は引き続き、宗教的またはセクト

的非寛容を助長する教育やテロリストや過激主義者のイスラム神学校における募集の廃絶を義務付けられている。審査官は、関連イスラム神学校に宗教的勉学以外の科目を加えるよう命令している。独立委員会(wafaqs)はまたイスラム神学校への外国からの個人的資金提供を制限している。監査についての懸念は未だに政府との間で活発に議論されている。連邦直轄部族地域(FATA)、カラチおよびバローチスターン北部のいくつかの未登録のデオバンディ派(Deobandi)が支配するイスラム神学校では、未だに過激主義を教え続けている。同様に禁止されている Lashkar-e-Tayyiba のための資金提供団体である Jamaat-ud-Dawa によって運営されているダーワ(Dawa)学校は、そのような教育を行い、指定外国テロリスト組織である Lashkar-e-Tayyiba のために募集を行っている。Lashkar-e-Tayyiba が主犯とされるインドのムンバイにおける 2008 年 11 月のテロリストによる攻撃後に、パンジャブ州政府はいくつかの Jamaat-ud-Dawa の施設を接收している。” [2n] (Section II: Legal/Policy Framework)

- 24.76 2009 年 8 月 7 日付デイリータイムズ紙は、8 月 6 日の国民議会での演説の中で宗教省大臣のハミド・サイード・カズミが以下のように述べたことを報じている:

“政府は 2005 年から 2009 年 6 月 30 日までに 9,866 のイスラム神学校を登録し、全国で登録したイスラム神学校数の合計は 15,843 となった。この登録は 2005 年の団体登録(第 2 回改訂)令の公布によって開始されている。パンジャブ州では 5,355 のイスラム神学校、シンド州では 2,852 のイスラム神学校が運営されており、NWFP 州では 1,242、バローチスターン州では 297、連邦首都。では 120 のイスラム神学校が運営されている。登録令の公布前ではパンジャブ州では約 5,977 のイスラム神学校が登録されていたが、他州に関しての登録令公布前の登録データは本省では把握していない。” [55p]

- 24.77 HRCP 報告書 2008 は以下のように言及している。“パンジャブ州のイスラム神学校で勉強する多数の子どもたちは依然として体罰を受けている。” [27e] (p168, Education; Schooling at Madrassahs) 同報告はさらに次のように付け加えている。“5 月 [2008 年]、7 歳の盲目の男子が勉強をしなかったということでイスラム神学校の教師による拷問で死亡したことが報告されている。” [27e] (p133, Children; Child protection)

- 24.78 USSD 報告 2008 はさらに以下のように言及している。“マスコミ報道では、一部のイスラム神学校は宗教的過激主義を暴力を教え続けており、NWFP の隔絶した地域やシンド州の奥地のその他のイスラム神学校では子どもを不法に監禁し、不健康な条件下で拘束し、身体的または性的虐待を加えていることが示唆されている。” [2k] (Section 5)

[Return to contents](#)  
[Go to list of sources](#)

## 健康および福祉

- 24.79 USSD 報告 2007 は以下のように言及している:

“子どもの健康管理サービスは依然として極めて不十分である。国立児童健康管理研究所(National Institute of Child Health Care)によれば、誕生から5歳までの死亡の70%以上は下痢[原文のまま]および栄養不良のような容易に予防可能な疾患によって生じている。政府の施設は男子も女子が同等に利用できるが、家族は男子についてのみ医療支援を求める傾向がある。国内には919の病院と4,632の診療所がある。さらに907の妊婦/児童福祉センターが設置されている。” [2h] (Section 5)

24.80 HRCP 報告 2008 は次のように伝えている:

“児童集団の健康は医療部門のインフラが脆弱であるために悪化しつつある。感染性疾患や水質および衛生状態の悪さに起因する疾患はよくある増悪要因であり、予防的方法によれば救うことのできたはずの多くの子どもが死に至っている。パキスタンは医療分野における世界の援助の27%を受け取っている3つの国のひとつであるが、これらのプロジェクトの効果はすべての部門や地域に行きわたっているわけではなく、公衆衛生部門は依然として荒廃した状態が続いている。” [27e] (p130, Children: Health)

24.81 UNICEF はその報告書「世界の子ども白書 2008 年(State of the World's Children 2008)」において次のように述べている。“パキスタンでは、5歳未満の男子は同年齢の女子よりも予防接種を受けることが多い、医療施設を利用する機会も多い。” [72c] (The State of Asia-Pacific's Children; p23)

24.82 UNICEF はパキスタン年次報告 2008 年において次のように伝えている:

“パキスタンの子どもの10人に1人は5歳になる前に死亡しており、それらの死の半数以上は生後1ヶ月以内である。栄養および衛生に関する無知と不十分で利用不可能な医療サービスが、これらの子どもの高死亡率と出産100,000件当たり276名の死亡という産婦の高死亡率の原因となっている。衛生設備の不備と水不足が、多くの地域における野外での排便、衛生行動不良、細菌やヒ素で汚染された多くの水源と共に高死亡率と疾患の原因となっている。” [72b] (p10)

24.83 国立児童健康管理研究所(NICH)はシンド州のカラチにある最大かつ唯一の小児専用病院である。この病院では大部分の小児疾患に対して高度医療を提供し、腎臓病学、内分泌学、新生児学、腫瘍学および精神医学を含む多くの診療科がある。 [80] (Department Profile) 児童支援協会(CAA: Child Aid Association)はNICHの腫瘍科内で活動しているボランティア組織であり、経済的に恵まれない小児癌患者に無料で医薬品、支援および専門的ケアを提供している。 [81a] CAA は次のように述べている: 腫瘍科部門で提供されるケアに加えて、“... NICH の他の部門からの 896 人の患者に対して特別の検査に関して完全無料または 50%補助の設備の提供と NICH では入手できない医薬品の無料提供が行われている。” [81b]

基本的統計情報は[UNICEF website](#)で入手できる。

第 26 節: [Medical Issues](#) および subsection [Overview](#) 参照のこと

[Return to contents](#)

[Go to list of sources](#)

## 25. 人身売買

### 概要

- 25.01 米務省の国別人権報告書 2008 年度版(USSD Report 2008)の導入部に以下の記述があった。“人身売買、児童労働、年季奉公や他の労働契約により束縛状態に置かれた子どもに対する搾取が、引き続き問題となっていた・・・。  
[2k] (Introduction) 同報告書は次のように述べている：

“連邦捜査局(FIA)の人身売買対応部門は、人身売買との闘いの主たる責任を負っている。人身売買および密輸に関する省庁間委員会は連邦政府の取組みと連動している。政府は人身売買の国際調査において他の国々を支援している。当局はこの1年間に1,300件の密入国のケースを把握した。この数値には人身売買が含まれている。というのはFIAは人身売買と密入国を区別していないからである。” [2k] (Section 5)

- 25.02 2009年6月16日に公表された米務省の人身売買報告 2009 (USSD TIP Report 2009)は以下のように言及している：

“パキスタン政府は人身売買の廃絶のための最低基準に十分に従っていないが、そのための顕著な努力は行っている。いくつかの人身売買行為の告発や国民意識向上プログラムの開始を含むこれらの顕著な全体的取組みにもかかわらず、政府は奴隷労働、強制児童労働、不正な労働力斡旋者による移民労働者の密入国のような深刻な問題に対処する上での成果を示すことができないことから、パキスタンはTier 2 Watch Listに分類される国となっている。人身売買の違反者の有罪件数は報告期間中では減少している。政府は性的人身売買の被害者たちを罰し続けており、奴隷労働も含めた強制労働の被害者たちに保護サービスを提供していない。” [2d] (Pakistan)

- 25.03 人身売買を禁止する法律に関して USSD 報告 2008 は次のように述べている：

“この法律では国内外の人身売買は禁じられているが、人身売買は国内外で行われているという報告がある。最高刑は7から14年の禁固刑と罰金である・・・。この年の終わりまでに、当局は不法な出国許可で旅行を試みた者または不法な経路で旅行をした者約5,000人を発見・拘禁した。FIAの人身売買チームは7,000人から8,000人の人々が偽造または不法な文書によって人身売買組織を経由して国を離れようとしたと推定している。11月までにFIAは、密輸された者を海外へ送り込むための不正行為に関与した183人の仲介者を逮捕した。またFIAは、警察が逮捕できなかった密輸仲介者の氏名・住所を含む“レッドブック”を公表している。ジャーナリストおよび公務員はレッドブックを閲覧することはできるが、一般市民はそれを閲覧できない。” [2k] (Section 5)

[Return to contents](#)  
[Go to list of sources](#)

### パキスタンを舞台に行われる人身売買

- 25.04 USSD 報告 2008 は以下のように述べている：

“パキスタンは売買される者にとっては重要な供給源であり、通過国であり、目的地であり、国内での人身売買は報道によれば数千人の女性と子どもを巻き込んだ深刻な問題である。男性も女性も、奴隷労働者または家事労働者として働くために同国から中東へと買われていく。同国はまた、バングラデシュ、ビルマ、アフガニスタン、スリランカ、ネパールおよび中央アジア出身の女性や子どもにとって、商業的な性的搾取および強制労働のための目的地となっている。バングラデシュ、スリランカ、ネパールおよびビルマ出身の女性はパキスタンを經由して湾岸諸国へと密輸される。” [2k] (Section 5)

- 25.05 パキスタン人権委員会(HRCP)は、2009年4月1日に公表された「2008年度人権状況報告書」(HRCP Report 2008)において次のように言及している:

年度初めでは人権に関連する連邦省庁は、組織化されたグループによる湾岸諸国への低年齢の女子の人身売買の深刻さを認めていた。これらのグループは海外での文化イベントのプロモーターを装っており、国全体の中でも特にラホールおよびカラチから多くの女子を雇用し、通常はドラマ、音楽イベントおよびその他の似たような行事に出演させるために彼女らをドバイへ連れて行く。しかしながら、これらの女性は目的地に到着するや否や、性的な目的のために売買された可能性がある。彼女たちは時には10～11歳と若い場合もある。少女の運命に気づいていながらも家族の大部分は恥と不名誉を回避するために沈黙することを選択する。それによって違反者の特定と逮捕はより困難になる。” [27e] (p126, Women: Trafficking of women)

- 25.06 ラクダの騎手の中東への人身売買の問題については、USSD 報告 2008 は以下のように言及している。“政府は UNICEF およびアラブ首長国連邦と協力して、ラクダの騎手として利用されていた子どもを帰国・社会復帰させるために活動した。推定 700 人の子どもたちが 2005 年以降これらの努力によって帰国している。FIA は UAE からの補償的損害賠償の支払いを促進した。” [2k] (Section 5)

[Return to contents](#)  
[Go to list of sources](#)

### パキスタン国内の人身売買

- 25.07 パキスタン国内の人身売買に関して USSD 報告 2008 は次のように伝えている:

“農村部出身の女性と子どもは、商業的な性的搾取と労働のために都市部のセンターにまで運ばれる。レンガ窯、精米所および織物工場における子どもの奴隷労働は依然として深刻な問題となっている。一部の事例では家族が被害者を強制的な労働力として売り渡したり、子どもを結婚させたり、非合法的な職業へと送り込んだりしていると考えられているが、それ以外には子どもたちが誘拐された事例もある。女性は東アジア諸国およびバングラデシュからパキスタンを經由して中東へと密輸されている。” [2k] (Section 5)

- 25.08 同様に国内での人身売買のテーマについて USSD TIP 報告 2009 は以下のように言及している:

“パキスタンの人身売買の中でも最大の問題は奴隷労働である。これはシンド州とパンジャブ州に集中しており、特にレンガ窯、カーペット製造、農業、

漁業、鉱山、革なめしおよびガラス装飾品の製造が多い。奴隷労働のパキスタン人の被害者の推定値は男女、子どもを含めてばらつきがあるが、100万人は超えていると思われる。親は自らの娘を家事労働、売春または強制婚のために売り渡し、女性は紛争解決のため、または負債の支払いとして部族集団間でやり取りされる。” [2d] (Pakistan)

第 24 節: [Children](#), subsection [Violence against children](#) および [Child Labour](#) を参照のこと

[Return to contents](#)  
[Go to list of sources](#)

## 売春

25.09 USSD TIP 報告 2009 では次のような言及がある:

“パキスタン政府は 2008 年に、特に労働力を目的とした人身売買に関して人身売買に対処するための法執行の取組みを不十分ながら行った。パキスタンは人身売買予防管理令(PACHTO)を介してすべての形態の国境を越えた人身売買を禁止しており、この法令に規定されている刑事罰の範囲は禁固 7 年から 14 年となっている。政府は人身売買の国内のケースを起訴するために、移民令(Emigration Ordinance)の第 17 節から第 23 節を根拠にしている。さらに奴隷労働制度廃止法は奴隷労働を禁じており、規定されている刑事罰は 2~5 年の禁固刑または罰金もしくはその双方となっている。前述のすべての犯罪に関して規定されている刑事罰は、例えば強姦のようなその他の重大な犯罪と比較しても十分に厳格かつ釣り合いのとれたものとなっている。

“パキスタンは、労働力を目的とした人身売買に対する何らかの重要な法執行の取組みを明らかにするためのデータを提示していない。パキスタンでは奴隷労働が極めて重大な問題となっているが、連邦政府と州政府のいずれも奴隷労働または強制労働を目的とした違法な募集や子どもの強制労働も含めた強制労働に関するその他の行為について、犯人に対する刑事訴追、有罪判決または刑事罰の証拠を提示していない。” [2d] (Pakistan: Prosecution)

25.10 同上の報告書は次のように述べている:

“性的な人身売買に関しては、報告期間中では政府は主として PACHTO の下で越境犯罪として起訴した 28 人の人身売買の違反者の有罪を勝ち取っている。これは前年よりも 24 人少ない数字となっている。前年とは異なり、連邦捜査局(FIA)は人身売買の違反者に課せられる刑事罰の詳細を明らかにしていない。報告期間中では、FIA は IOM および NGO の支援を得ながら、人身売買のケースの調査と被害者に対するきめ細かな対応について研修を提供し続けている。FIA はそのような研修を受けた法を執行する公務員の数についてはデータを明らかにしていない。すべてのレベルの国家公務員が人身売買に関わってきており、報告期間中では政府高官や法を執行する公務員への賄賂についで報告が寄せられている。パキスタン当局は政府奉仕規則・規定 (Government Service Rules and Regulations)の下に人身売買の共犯者として 147 人の法を執行する公務員を懲戒処分としている。12 人は解雇、4 人は強制的退職、7 人は降格に処せられている。残りの事例では強制措置が取られている。” [2d] (Pakistan: Prosecution)

- 25.11 国家公務員への起訴については、USSD 報告 2008 が、人身売買業者が通過を容易にするために公務員に賄賂を渡していることを伝えている。さらに報告は、FIA の審査官も人身売買を促した罪で逮捕されていることを付け加えている。 [2k] (Section 5)

### 人身売買の被害者への支援

- 25.12 USSD TIP 報告 2009 は以下のように伝えている:

“人身売買の被害者を保護するための政府の取組みは報告期間中は不十分であった。パキスタンはパキスタンの人身売買被害者で最も多くを占める強制労働(特に家事労働のようなインフォーマルな産業における奴隷労働および子どもの強制労働)の被害者を特定・保護するためのプログラム何も公表していない。人身売買の外国人の被害者は政府の保護サービスを受けていない。商業的な性的搾取の被害者に対する保護は限定されたままである。国内で人身売買された女性は、虐待を受けた女性や子どもたちに医療、職業研修および法的支援を提供する連邦政府運営の“女性センター(Women’s Center)”または州政府運営の 276 の“Darul Aman”センターを利用することが可能である。パキスタンの性的人身売買の被害者は、時には人身売買の証拠についての検討なしに売春の容疑で逮捕・投獄されることがある。またイスラム法によって姦通および不義の罪で罰せられることがある。この年度中において、ラホール、ラワルピンディ、ラヒームヤルカーン、ムルタンおよびファイサラバードにあるパンジャブ州政府の児童保護局(Child Protection Bureaus)は、子どもの乞食を街路から救い出し、社会復帰のためのサービスを提供するために 2005 年に開始した取組みを継続しており、本報告の執筆時点ではラホールの施設では 219 人の男児が収容されている。過去においては、政府が外国人の被害者に対して、裁判を待ちながら職を求めることを許容することによって、人身売買の当事者に捜査に参加するように促していたが、2008 年については政府が外国人の人身売買の被害者に支援を提供していたり、捜査に参加することを促しているということは明らかにされていない。外国人の被害者は報道によれば人身売買の直接的な結果として犯してしまった違法行為に関しては起訴または強制送還されないとされているが、一部の被害者は性的な人身売買の被害者の場合でも姦通の罪で罰せられていた可能性がある。政府は、外国人の被害者に対しては、試練や罰を受けたりする可能性のある国々への退去に代わる法的に別途の手段を提供することはなかった。海外パキスタン人省は本国に送還されたパキスタン人の人身売買の被害者には、医療、法律および財政的な面での支援を提供している。” [2d] (Pakistan: Protection)

- 25.13 USSD 報告 2007 はまた次のように伝えている:

“政府は幾人かの誘拐された被害者を救出している。海外パキスタン人基金(Overseas Pakistani Foundation)とアンサール・ブルネイ福祉トラスト(Ansar Burney Welfare Trust)は、UAE およびカタールから約 17 人のラクダの騎手を帰国させた。2005 年には中央政府が人身売買の被害者専用のモデルシェルターを 1 ヶ所開所した・・・。FIA[連邦捜査局]および国際移住機関(International Organization for Migration)は、この年度中に国家公務員および NGO のために人身売買に関する研修とセミナーを開催した。人身売買を専門

に扱う NGO は少数であるが、多くの地方および州の NGO が人身売買の被害者や人身売買のリスクが高い者にシェルターを提供している……。いくつかの NGO がこの年度中に人身売買に関するワークショップを開催し、政府と NGO は連携しながらマスコミキャンペーンを介してラクダの騎手の苦境を広く知ってもらい、この慣行の連鎖を断ち切ろうとしている。” [2h] (Section 5)

第 23 節: [Women: Assistance available to women](#); および第 24 節 [Children](#) も参照のこと

25.14 人身売買の防止に関して、USSD TIP 報告 2009 は以下のように言及している:

“パキスタンは報告期間中に人身売買を防止するための多くの取組みを行っているが、国民意識の欠如が未だに問題である。2008 年には FIA は主たるウルドゥー語および英語の新文に反人身売買の広告を出し、担当者が犯罪の主たる温床となっている地域として特定したパンジャブ州の 5 つの県を訪問し、典型的な被害者供給源のコミュニティーで討論会を開いている。FIA は人身売買および密輸の事例通報のためのホットラインを開設し、811 件の通報を受け取っている。しかし人身売買の具体的な電話回数は明らかにしていない。さらに内務省は人身売買の危険性についてのフィルムを作成し、州のテレビ局とインドの国境に沿った被害に会いやすい集団へと配布している。しかしながら政府は、奴隷労働への同国の相当の需要を抑制するために対象期間中には報告されたような措置を何ひとつ実施せず、商業的な性行為への需要に対しても対処しなかった。政府は、国際平和維持作戦のために海外に派遣されている自らの国民に対しても反人身売買の研修を行っていない。パキスタンは 2000 年の UN TIP 議定書を未だに批准していない。” [2d] (Pakistan: Provention)

[Return to contents](#)  
[Go to list of sources](#)

## 26. 医療問題

### 治療と医薬品の利用概況

- 26.01 パキスタン人権委員会(HRCP)は、2009年4月1日に公表された「2008年度人権状況報告書」(HRCP Report 2008)において次のように言及している：“GDP[国内総生産]に対する割合としての医療支出は2007年～2008年の会計年度で0.57%であり、2001年以降ほとんど変わっていない。” 同上の情報源によると、“パキスタンでは医師1人に対する国民の数は1,225人、歯科医師1人に対する国民の数は19,121人、看護師1人に対する国民の数は2,501人、巡回保健婦(LHV)1人に対する国民の数は16,845人となっている。” [27e] (Highlights: Health) Medics Travelのウェブサイトはパキスタンにおける医療機関の一覧を公表している(2009年6月5日閲覧)。 [15] イスラマバードにおける医療施設に関する詳細情報は、イスラマバードの米国大使館：[http://islamabad.usembassy.gov/medical\\_information.html](http://islamabad.usembassy.gov/medical_information.html) に紹介されている。 [2]
- 26.02 2008年11月21日に更新されたUSSDのパキスタンに関する領事情報シート(Consular Information Sheet)Tは以下のように伝えている：
- “急を要しない適切かつ基本的医療はパキスタンの主要都市で利用可能であるが、農村部では限られている。これらの都市の施設はそのレベルとサービスの範囲、資源および清潔さにおいて様々であり、アメリカ人ならがそれらが米国の基準以下であると判断するかもしれない。農村部の施設は米国の基準をかなり下回っている・・・。パキスタンでは水はどこでも飲用には適しておらず、多くのレストランの衛生状態は不十分である。胃の疾患はよくみられる。
- “人身傷害および疾患に対する効果的な緊急対応は、実質的にパキスタンでは存在していない。救急車はわずかであり、必ずしも医療スタッフが乗車しているとは限らない。緊急の症例については推奨される緊急患者受入れ室へと直ちに運ぶべきである。多くのアメリカ製の医薬品は広くは入手できないが、良く知られている製薬企業のジェネリック医薬品は通常は入手可能である。現地製造の医薬品の質は均一ではない。” [2e]
- 26.03 2010年1月4日に更新されているパキスタン旅行者への助言(Travel advice for Pakistan)において、英外務連邦省(FCO)は次のように言及している。“主要都市以外では、英国の基準からみれば病院というものはほとんど皆無である。” [11a] (Health)
- 26.04 国際移住機関(IOM)は「出身国への自発的帰国および再定住に関する情報(IRRICO)」概況報告書 パキスタン(2009年4月29日更新)」で以下のように伝えている：
- “パキスタンには、医療資源やニーズに対応するために様々な専門機関が設けられている。例えば、パキスタン医科歯科協議会(PMDC:Pakistan Medical and Dental Council)、パキスタン歯科医師会(PDA:Pakistan Dental Association)、内科医師・外科医師学会(CPSP:College of Physicians &

Surgeons)などである。さらに心血管系疾患国立研究所(NICVD)は、心血管系疾患の診断、管理および予防に対する需要増大に対処するという国家的ニーズを満たし、研究開発を介して心臓病学の実践における急速な技術的進展に遅れないようにするために設置された。同様に家族計画・プライマリヘルスケアのための国家プログラム(National Programme for Family Planning and Primary Health Care)の実施は、国内の農村部の保健医療ニーズに対する大いに必要とされている時宜を得た対応である・・・。全土にわたって保健医療の定着における顕著な改善がみられる。地方のコミュニティの健康ニーズを満たすために、遠隔の農村地帯において基本健康部門(BHU: Basic Health Units)、農村部健康センター(RHC: Rural Health Centres)、民生用診療所が設置されている。都市部では、多様な健康上の課題に対応するために近代的な技術が利用可能な国営と民営の病院の双方が存在している。” [85a]

26.05 HRCP 報告書 2008 は以下のように伝えている:

“現時点ではパキスタンに合計 945 の病院、4,755 の診療所、5,349 の BHU、903 の妊婦/児童福祉センターおよび 290 の TB センターが設置されている。最後に病床当たりの人口に関する数値は 1,517 であった。これらの数値は前年の統計数値に比べると極めてわずかの増加を示している・・・。年間を通して州営の病院の施設は貧弱であるという報告があった。主たる不満は医師が自らの職場にいないということであり、その主な理由は医師が民営と公営の双方の病院に勤めていることであった。民営病院の業務の方が好まれており、その理由は金銭的な魅力があるからであった。公立病院では抗狂犬病血清のような基本的医薬品が入手できないという報告も多くある。” [27e] (p171, Health: Existing Services)

26.06 同じ情報源によれば、“民間病院が提供できるはずの救急医療の提供において、遅れたままである。これには喘息発作、重篤な感染症、分娩合併症、交通事故および他の点では健康な者を数時間以内に死に至らしめる可能性のあるその他の多くの症状の治療が含まれる・・・。” [27e] (p173, Health: Critical care)

26.07 パキスタン保健省(Ministry of Health)は、国家必須医薬品リスト第 3 版(日付不詳)を公表している。[29m] IOMのパキスタンに関するIRRICO概況報告書は、このリストは“・・・国民の大部分の医療ニーズを満たす必須医薬品である(WHO[世界保健機関]によって定義されている)。このリストは、病院、診療所および薬局において、掲載されているすべての医薬品については常に十分な量と適切な剤型が利用できるようにすることを目的として政府が承認したものである。” [85a] このリストについては、<http://www.dcomoh.gov.pk/publications/nedl.php> でアクセス可能である。[29m]

26.08 PakMediNetのウェブサイト <http://www.pakmedinet.com/> (2009年6月5日9閲覧)もパキスタンで入手できる医薬品のデータベースを公開している。パキスタン最大のオンライン薬局であるファーマゲン・オンライン・ファーマシー (Pharmagen Online Pharmacy) は、25 の様々なカテゴリー <http://www.pharmagenpharmacy.com/AboutUs.aspx> から 7,000 種類を越える製剤から消費者が選択できるようになっている(2009年6月5日に閲覧)。

- 26.09 提携組織である SACH(変革への闘い)を介して、UNHCR から 2008 年 10 月 13 日付で英国国境庁へ以下のような連絡が届いている:

“パキスタンでは外国人患者は[パキスタンでは]、無料の医薬品・相談・検査・医療などを受ける資格はない。国内法は外国人患者に対して無料の治療を提供する指示も条項も何ら規定していない。

“無料サービスが利用できるのは、地域相談員または政府公務員のいずれかの署名のあるザカート(Zakat)を保持しているパキスタン住民となっている。これ以外のパキスタン国民は病院では入手できない医薬品の費用や手術用品などの費用は負担しなければならない。予防接種および家族計画の手段はすべて無料で利用可能である。基本医療部門および中央医療部門は軽度の疾患に対しては無料で治療が提供され、パキスタン国民およびパキスタンの北西辺境州のアフガン国民に対しては分娩のためのケアは無料となる。

“北西辺境州政府の国営病院では自らの国営病院でアフガン国民に対して医療を提供するが、大部分は医薬品や手術用品の費用を支払う必要がある。” [20c]

第 23 節: [Women's health](#) および第 24 節: [Children; Health and welfare](#) も参照のこと

[Return to contents](#)  
[Go to list of sources](#)

## HIV/AIDS – 抗レトロウイルス治療

- 26.10 2007 年 4 月 9 日の BBC 記事“パキスタンでの HIV/Aids のタブーとの闘い”は次のように伝えている:

“HIV/Aids の 4,000 人近い人々がいることがパキスタンの治療センターに報告されていると、政府および世界保健機関(WHO)の職員は語っている。この数値はこのウイルスを保有している合計のパキスタン人の数の一部に過ぎない。UNAids の昨年の報告では、80,000 から 140,000 の人々が感染しており、その感染率は症例の過小報告があることから連続的に上昇している可能性がある。WHO は 2005 年後半以降、パキスタンにおける 3 年間で 450 億ドルの抗レトロウイルスプログラムを支援している。” [35m]

- 26.11 同じ記事はさらに付け加えて、“保健省の HIV-Aids ニュースレターは報告症例数の合計を 3,933 人と伝えているが、全国の 9 ヶ所の治療センターに登録されているのはそのうちのわずか 618 人に過ぎない。パキスタン高官は低い発見率しか語らず、この疾患に付きまとう偏見によって HIV/Aids 患者の治療が妨げられている。” さらにこの記事は、パキスタン国内ではこの感染症に関する意識が欠如していることと、治療センターは治療と相談の双方を提供していることも付け加えている。 [35m]

- 26.12 USSD 報告 2008 は以下のように伝えている:

“政府の国家 Aids 対策プログラム(NACP)によれば、政府のサービスにおいては HIV/AIDS の状態に基づく差別は認められていない。HIV 陽性患者に対する社会の受け止め方は徐々に変化しているが、社会的差別は残っている。

NACP は国内では 90,000 人の HIV 陽性患者がおり、その約 50%はシンド州の住民であると報告している。この報告は、女性に対する暴力となることの多い凝り固まった長年にわたる社会の受け止め方、習慣およびステレオタイプは、経済的資源への不平等な利用状況と相まって、HIV/AIDS 拡大に対する対処の進展を妨げている、と伝えている。" [2k] (Section 5)

[Return to contents](#)  
[Go to list of sources](#)

## 癌治療

- 26.13 パキスタン原子力エネルギー委員会は、2009 年 2 月 23 日が最終更新日のウェブサイトにおいて以下のように記している。“全国 13 ヶ所の最新の医療センターを介して、年間 3,50,000 人[原文のまま]を超える患者に対して癌関連疾患の診断と治療サービスを提供している。”センターのリストは <http://www.paec.gov.pk/paec-ct.htm> のウェブサイトに掲載されている。 [59]
- 26.14 2005 年 12 月 2 日、アーガーハーン(Aga Khan)開発ネットワークは以下のようなプレスリリースを発表している:
- “アーガーハーン開発ネットワーク(AKDN)の議長であり、アーガーハーン大学(AKU)の総長でもあるアーガーハーン殿下は本日、AKU のカラチキャンパスにおいて総額 840 万ドルの腫瘍サービスのためのイブン・ズール(Ibn Zuhr)ビルディングの運用を開始した。ビルディングは最新の装置を備えた総合的な癌センターであり、スクリーニング、診断および治療サービスのための広範囲にわたるサービスを提供する。その中には高性能の核画像技術、化学療法、放射線療法、外科腫瘍学サービスおよび癌研究が含まれ、それらすべてがひとつ屋根の下に収まっている。新たに加えられたカラチにある 654 床のアーガーハーン大学病院(AKUH)はシンド州におけるこの類の施設では最初のもので、国民の 5~10%は一生のうちに癌になると言われる同国で大いに必要とされているサービスを提供することになる。AKUH だけでも約 12,000 人の患者が毎年癌の診断を受けている。同総長はまた、イブン・ズール・ビルディングで提供されるサービスは、大学病院の患者福祉プログラムの支援を介して、自らの治療費の全額を支払うことのできない患者も利用が可能であることに満足を表明している。” [47]
- 26.15 腫瘍学部門を備えているその他の病院は以下のとおりである:
- パキスタン医科学研究所(PIMS: Pakistan Institute of Medical Sciences)、イスラマバード <http://www.pims.gov.pk/>
  - 健康科学大学(University of Health Sciences) (Jinnah Hospital)、ラホール <http://www.uhs.edu.pk/registration/affinst/aimc/aimc.html>
  - シャーカット・ハヌム記念癌病院・研究センター(Shaukat Khanum Memorial Cancer Hospital and Research Centre)、ラホール <http://www.shaukatkhanum.org.pk/html/index.html>
- 26.16 パキスタンにおけるホスピスと緩和医療に関する 2007 年 7 月 30 日付の記事において、デイリータイムズ紙は次のように伝えている。“国営の病院では本当の意味でのホームでのホスピスプログラムや緩和医療部門は存在しない。

癌ケアセンターや回復期のホームを運営している少数の NGO/慈善組織があるが、いずれも緩和医療支援の重要な部分が欠如している。全般的に大部分の医師および看護師は、癌の疼痛管理における専門的研修を受けていない。” [55]

- 26.17 児童支援協会(CAA : Child Aid Association)は NICH の腫瘍科内で活動しているボランティア組織であり、経済的に恵まれない小児癌患者に無料で医薬品、支援および専門的ケアを提供している。 [81a]
- 26.18 癌治療・研究のための国際ネットワーク(INCTR: International Network for Cancer Treatment and Research)のニュースレター(2003/4 冬季号)の記事では、パキスタンにおける癌治療の利用可能性に関して以下のように伝えられている:

“癌患者の治療のための施設が利用できるのは、官民の病院のいずれについても少数の大都市だけである。18 の放射線療法センターがあり、65 人の放射線治療を行う腫瘍専門医がいるが、医師の専門知識や利用可能な装置によって、これらのセンターの質には極めて大きなばらつきがある。主要都市で臨床に携わる腫瘍専門医ははわずか 15 人である。最新の外科腫瘍学が実践されているのはごく少数の病院のみであり、その結果として患者の大部分は最適以下の手術を受けている。パキスタンでは国民の様々な集団における医療の利用可能性については、大きなギャップが存在する。良質の病院のケアは富裕層に利用され、そのような良質のケアは少数の優れた公立部門の病院から民間部門でしか得られない。低所得層は国営の病院で無料のサービスを提供されるが、利用可能な資源や研修を受けた職員次第でこれらのサービスの質は極端にばらつきがある。治療の財政的な負担は患者が担うことになり、そのため貧困層が最新の治療を受けることは困難となる。財政的な負担は、個人同様に政府の基金やより富裕なムスリムが特に貧困層を支援するために支払う税金であるザカートからの義援金の支援を受けている。これらの貢献は不足気味かつ不安定になる傾向にある。これらの資金源が、増え続ける癌患者の経済的負担に対処するには不十分であることは明白である。自らの疾患について推奨される際の癌の治療を受けている患者は 30%未満であると推定されている。” [73]

[Return to contents](#)  
[Go to list of sources](#)

## 腎臓透析

- 26.19 2009 年 7 月 3 日の閲覧によれば、英国ノール財団(Noor Foundation)はパキスタン全土に 17 の腎臓透析センターを設置している。これらのセンターは姉妹組織であるパキスタンノール財団(NFPK)とアンジュマン・フェラホ・ベフッド・インサニアット(Anjuman Felaho Behbood Insaniat)によって運営されている。これらのセンターはいずれもパンジャブ州、シンド州、カシミール州および北西辺境州の国営病院内に設置されている。 [48]

## 精神保健

- 26.20 2008 年 10 月 22 日付のニューステーツマン誌の記事は、2001 年精神保健令と呼ばれるパキスタンの精神保健法は未だに成立していない、と報じている。

この報告は、“うつ病や不安症のようなよく知られた精神疾患(CMD)の推定件数は発展途上国では最も高く、そのことはいずれも店頭で購入可能な精神安定剤、睡眠薬、抗うつ薬の売上額が高いことでもうかがえる。”と伝えている。この記事はさらに、“・・・パキスタン精神医療の 90%は民間が行っている・・・。平均で精神科医に受診するには 600～1500 ルピーかかり、これは低所得労働者のサラリーの約半分であり、1億 6,000 万人を優に超える人口に対して精神科病棟のベッド数は 4000～5000 床しかない。” [18a]

26.21 2007 年 11 月 8 日付の精神医療に関する記事で IRIN は次のように報告している。“ラホール健康科学大学の副総長である Malik Hussain Mubashir によれば、パキスタンでは 10,000 人に対して 1 人の精神科医、精神保健上の問題に苦しんでいると推定される 400 万人の子どもたちに対して 1 人の小児精神科医だけであり、主要な精神科病院は 4 つだけ、医学部付属病院にそのような部門が設置されているのは 20 校だけである。” [41b]

26.22 前述の内容とは対照的に、HRCP 報告 2008 は以下のように言及している。“パキスタンでは精神保健を扱う専門家が不足している – 約 100,000 の人々に対して 1 人の精神科医という状態である。” また同報告は次のように追加している。

“農村部に住んでいるパキスタンの人口の 67%は、総合医から何らかの精神医療を受けている。パキスタンにおける医学教育では学部レベルでの精神科に関する基礎的研修が欠如していることから、これは好ましくない。精神保健医療の欠如は、治癒のために訪れた人々の命をしばしば危険にさらすような、いわゆるピール(pir)(訳注：神秘主義的宗教指導者)や偽医者に助けを求めるように人々を追い込む。” [27e] (p176, Health: Mental health)

26.23 世界保健機関の「精神衛生アトラス パキスタン編」は次のように述べている：

“精神衛生における主たる資金調達源は、大きい順から言うと患者または家族からの個人負担、税金、社会保険および民間保険となっている。同国は精神疾患の患者に対する障害給付金制度を持っている。障害給付金は、精神疾患のために働くことのできない者に対して支払われる。精神衛生はプライマリーヘルスケア制度の一部となっている。重度の精神障害の実際の治療はプライマリーレベルで利用可能である。このプログラムは当初は最大の州であるパンジャブ州で 1985 年に開始され、長年にわたって他州にも拡大されつつある。特に学習障害者に対しては社会的、職業的および教育的活動を提供する宿泊可能施設およびデイケア施設が多く設置されている。精神衛生分野では、プライマリーケア専門家の定期的研修が実施されている。パンジャブ州ではプライマリーケア担当者のための実地研修の一部として、研修プログラムが開始されている。これまでのところ、約 2000 人のプライマリーケア医師と 42000 人のプライマリーケア医療従事者が研修を受けている。NGO(例えば国家農村部支援プログラム(NRSP: National Rural Support Programme))からのコミュニティー活動家も研修を受けている。医師、看護師および心理学者のための研修プログラムはあるが、ソーシャルワーカーのためのそのような施設はない。精神衛生研修は、県の健康開発センターのプログラムに含まれている。ラワルピンディ医科大学精神医学研究所は最初の WHO と提携したセンター-EMR であり、研修、サービス情報システムおよび研究のための国お

よび地域レベルで情報センターとして機能している。プライマリーケアの医師、救急医療技師、コミュニティーワーカーおよび教師を対象にした複数の研修マニュアルが作成されている。医療専門家のためのカウンセリング技能に関する新たな研修セットに加えて、精神疾患のリハビリのためのセットが開発されている・・・。精神疾患の患者向けのコミュニティーケア施設も設置されている。担当地域のプログラム策定のための中心的な人材として活動するために、78人以上の精神科医がコミュニティーの精神衛生の分野で研修を受けている。国家運営委員会(National Steering Committee)は定期的に提供されるケアの質を評価している。” [5b]

- 26.24 女性および子どもを含む特定集団のための健康サービスに関して、同報告は次のような情報を紹介している:

“パキスタンでは難民と子どもの精神衛生のために特別のプログラムが用意されている。NGOは前述の集団のためのサービス提供とアドボカシーに関わっている。アフガン難民は国際機関によるサービスの提供を受けている。女性および拷問の被害者のための施設もある。大規模病院および地域病院では子どものための施設がいくつかあるが、国内の大部分では小児および思春期の子どものための精神医学のための施設は設けられていない。学習障害者に対しては特に大都市では、宿泊可能施設およびデイケア施設が多く設置されている。精神衛生プログラムを設けている学校もあり、その目的は以下のとおりである：学校の児童、学校教師およびコミュニティーにおける精神衛生の意識を高めること；教師に精神衛生についての基本的知識を提供して、教師がそれによって生徒に指導できるようにし、基本的な精神医学的問題を抱える生徒を認識した上で何らかのカウンセリングが行えるようにすること・・・。” [5b]

- 26.25 精神衛生アトラスは以下の治療薬を国内のプライマリーケアレベルでは一般的に利用可能であるとして掲載している: カルバマゼピン、クロルプロマジン、ジアゼパム、ハロペリドール、イミプラミン (アミトリプチリンの代わりに提供する)およびプロシクリジン。 [5b]

subsection [Overview of availability of medical treatment and drugs](#)も参照のこと

[Return to contents](#)  
[Go to list of sources](#)

## 27. 人道上の問題

- 27.01 2010年1月4日に更新されているパキスタン渡航情報(Travel Advice for Pakistan)において、英外務連邦省(FCO)は次のように言及している。“小さな地震はよくあることであり、山岳地域は常に洪水は地滑りを経験している。一連の地震は、2008年10月29日にバローチスターン北部でリヒタースケールでマグニチュード 6.4 までの規模で起こった。ジアラット県およびピシン県は最も被害を受けた地域である。” [11a] (Natural Disasters)
- 27.02 国連人道問題調整事務所(OCHA)は 2008年9月8日付「パキスタン人道対応計画 2008年(Pakistan Humanitarian Response Plan 2008)」において、次のように報告している：

“8月[2008年]、パキスタンは相次ぐ危機に見舞われ、国内避難民と人道的援助を必要とする多くの多数の人々が残された……。通常のように8月初旬の激しいモンスーンの雨と鉄砲水によって 300,000 人の人々が被災した。北西辺境州(NWFP)のペシャワール県およびパンジャブ州のラジャンプール県は特に被災状況が深刻であった。加えて連邦直轄部族地域(FATA)および NWFP のスワート県では、政府と武装勢力との新たな闘いによっておびただしい国内避難民が生み出されている。” [74]

第 8 節: [Security situation](#) および 第 29 節: [Internally Displaced Persons \(IDPs\)](#) も参照のこと

[Return to contents](#)  
[Go to list of sources](#)

## 28. 移動の自由

28.01 国内の移動、外国旅行、移住および帰国の自由にもかかわらず、米務省の「国別人権報告書 2008 年度版(USSD Report 2008)」によると、法律はこれらの諸権利を規定はしているが、政府は実際にはそれらを制限しているという。同報告は以下のように伝えている。“政府は外国人には、FATA[連邦直轄部族地域]、バローチスタン州、NWFP[北西辺境州]の一部などを含む特定の制限された地域に入るためには、治安上の懸念があることから特別の許可を得るように求めている。外国人はアザド・カシミールに入るには政府によって発行された「異議なしの証明」(NOC: No Objection Certificate)を入手することが求められる。” [2k] (Section 2d)

28.02 同報告はまた次のように伝えている:

“法律ではイスラエルへの旅行は禁止されているが、法律は実際には公務員や学性が外国旅行の前に NOC を入手するよう強制しているわけではなく、この要件が学性に強制されることはほとんどない。

“一般に公開されている出国管理リスト(ECL: Exit Control List)に名前が掲載されている者は外国旅行が禁止されている。年度末では約 636 名が出国管理リスト(ECL)に掲載されている。人権関係の弁護士によれば、ECL への掲載者数は、ラホール的高等裁判所が 5 月[2008 年]にこのリストを問題にした後には急減している。ECL は係争中の刑事事件の当事者が外国旅行することを防止することを目的としているが、内務省は何の法的行為も求められることなく ECL に名前を追加しており、時には人権活動家や野党・国家主義政党の指導者への嫌がらせとして用いられることもある。リストに掲載された者は、自らの名前を削除するために裁判所に訴える権利を有している。内務省顧問のレーマン・マリキ(Rehman Malik)は 8 月 28 日、政府がバローチスタンの政治指導者を ECL から削除した旨を発表した……。法律は強制された国外追放を禁じている……。[2001 年から国外追放されていたベーナズィール・ブットー(Benazir Bhutto)元首相およびナワーズ・シャリーフ(Nawaz Sharif)は、いずれもそれぞれ 2007 年の 10 月と 11 月に帰国が許されている]。” [2k] (Section 2d)

第 33 節: Exit/entry procedures: [Exit Control List](#)も参照のこと

[Return to contents](#)  
[Go to list of sources](#)

## 29. 国内避難民 (IDP)

29.01 オックスファム(Oxfam)は 2009 年 6 月 16 日に以下のように伝えている:

“2009 年 4 月末の北西辺境州(NWFP)の武装過激派に対して開始されたパキスタン軍の攻撃は、大きな人道的対応を必要とする大量の住民の移動という事態を生み出した。正確な数を検証することは困難であるが、少なくとも 200 万人の女性、男性、子どもたちが 5 月中にスワト(Swat)、ディール(Dir)およびブネル(Buner)の家を逃れた模様である。5 月末には国連難民担当部門 (UNHCR)が 1 日当たり 126,000 人の新たな難民を登録している。この未曾有の国内での戦闘は、連邦直轄部族地域(FATA)における 2008 年 8 月から 2009 年 3 月までに 50 万人を超える人々が移動を余儀なくされた後に起きたことである。国内避難民(IDP)の合計数は、軍事作戦が他の地域に拡大するに伴って増加する傾向がある。最近の数週間の南ワジリスタンの部族地区における衝突によって、数千人の人々がタンク(Tank)のような隣接県へと逃げだしている。数十万人が戦闘の起きているスワトと隣接地域で衝突や夜間外出禁止令の中に閉じ込められており、数週間にわたって食糧、水、電気、医薬品の極端な不足に苦しんでいる。生活への影響は深刻である。大部分の IDP の家族は収入を農業に依存しており、紛争はちょうど大切なコムギの収穫時期が始まったと同時に勃発した。民生関係のインフラは重大な損害を受けている。” [83b]

29.02 マイノリティ・ライツ・グループ(Minority Rights Group International)は 2009 年 8 月 11 日に、2009 年 5 月以降での FATA および NWFP におけるタリバンの暴動とこれらの地域におけるその後の軍事的攻勢によって 250 万人の IDP が生み出され、そのうち 235,000 人はパキスタンの IDP キャンプで生活している、と報告している。 [93b] 2009 年 8 月 10 日、国連ニュースセンターは、765,000 人の IDP は家に帰っているが、軍事作戦の進行によってさらなる難民が生まれていると伝えている。同報告は、OCHA(人道問題調整事務所 (Office for the Coordination of Humanitarian Affairs))からの情報として、120 万人の IDP が難民を受け入れているコミュニティで暮らしており、その他の 120,000 人はキャンプで風雨をしのいでいる、と伝えている。 [88b]

29.03 FATA における IDP に関して、OCHA は、2009 年 11 月 19 日に南ワジリスタンの難民についての状況を以下のように伝えている:

“11 月 17 日現在で 54,333 家族(約 400,000 人)がカーン(Khan)とタンク(Tank)の 2 つの受入れ県で登録されており、そのうち 36,787 家族(約 260,000 人)が国家データベース登録局(NADRA)によって確認されている。NADRA によれば、17,543 家族(約 128,000 人)が複数登録、ID カードの有効性または出身地によって、IDP と認定される資格がないとされている。

“調査団は約 300,000 人の国内避難民(IDP)(南ワジリスタンからの全 IDP の 75%)はメスード(Mahsud)族の出身であると断定しており、そのことはメスード族のほぼ全人口が自らの故郷を離れたことを意味している。IDP の大部分は元々経済的に恵まれない土地の出身であり、支援を必要としている。避難民は南ワジリスタンの紛争の影響を受けた地域における大規模な破壊と損害について報告している(家屋、家畜および社会的インフラへの破壊/重大な損

害)。カーン(Khan)県の IDP によれば、約 7,000 人の一般人(大部分は男性)が自分たちの財産を守るために残っているという……。調査団によれば、現在ビットニ(Bhittani)族出身の約 2,000 家族(約 14,500 人)がいるが、この集団は政府が指定した地域の出身ではなく、政府登録の基準を満たしていないという。しかしながら、これらの IDP は当初の人道的支援は受けている(食糧および食糧以外の品目)。” [83d]

29.04 UNHCR は 2009 年 11 月 24 日に以下のように伝えている:

“全体的な支援配分の数値からみると、FATA および NWFP の北部地域からの 900,000 人に上る人々は未だに故郷を追われており、受入れコミュニティに滞在していると思われる。避難地域と帰還地域との往復の移動によって、残りの IDP に関する正確な推定値を得ることは困難になっている……。国政辺境州の 10 のキャンプ地では現在、100,000 人を超える人々が居住している。ジャロザイ(Jalozai)は最大のキャンプ地となっており、主として連邦直轄部族地域(FATA)出身の 80,000 人を超える人々を収容している。一部の IDP は現時点でジャロザイでの生活が 1 年になる。カイバル(Khyber)地区のバジャウル(Bajaur)およびバラ(Bara)出身の約 30,000 人の人々は 10 月以降においてキャンプでの登録を済ましている。” [20e]

29.05 OCHA は 2009 年 7 月 3 日に次のように伝えている:

“州政府[NWFP]によれば、国家データベース登録局(NADRA)はこれまでのところ 270,000 の家族(約 190 万人)を確認している……。ブネルについての 6 月 25 日のマルチクラスター評価からの知見は NADRA が確認したデータを裏づけており、それによれば同県の 650,000 人のうち 66,488 家族(465,416 人)が故郷を追われていることが分かっている。これは地域住民の約 71%であり、そのうち IDP の 30%はこの 3 週間で元々の土地に戻っていると推定される。聞き取り調査によれば、毎日平均 300 家族がブネルに戻っていると推定される……” [83c]

第 8 節: [Security situation](#) も参照のこと

29.06 米務省の国別人権報告書 2008 年度版(USSD Report 2008)は次のように伝えている:

“同年中に、IDP の数は、NWFP と FATA における軍事行動と宗派間の暴力行為、そして NWFP とパンジャブ州での洪水によって変動した。国連難民高等弁務官(UNHCR)は、バジャウルにおける軍事作戦だけでも約 190,000 人の IDP が生み出させ、9 月までにはスワトで推定 90,000 人が難民化したと推定している。年度末では、約 200,000 人の IDP が FATA および NWFP から故郷を追われたままとなっている。スワトおよびバジャウルからの多くの IDP は友人や親戚によって連れられてきており、それが難民数の把握を複雑なものにしている。パンジャブ州と NWFP での洪水とバローチスタン州での地震によってさらに 300,000 人が居住地を追われている。

“バジャウル周辺の県では、UNHCR の支援を受けて政府やその他の組織が 11 のキャンプで IDP のために一時的な食糧やシェルターを提供しており、政府

が提供する援助を補完するための国際機関や NGO と連携を取りながら活動している。IDP はキャンプ地の衛生状態について不満を口にしている。”

[2k] (Section 2d)

29.07 国境なき医師団(MSF)はその第 11 回目の 2008 年の人道危機のトップテン(日付不詳)で、パキスタン北西部の戦闘による住民の難民化に触れ、“8 月[2008 年]、多くのパキスタン人が国内難民となったり、隣国のアフガニスタンへ安全を求めて逃れ、同時にパキスタン軍は特にバジャウル地区で、過激派組織との関わりがあるということでアフガン難民の追い出しを開始した”と伝えている。 [56a]

29.08 バローチスターン州における国内避難民についての報告において、国内避難民監視センター(IDMC: Internal Displacement Monitoring Centre)は 2008 年 5 月 15 日に、バローチスターン州の分離主義者によるとされるムシャラフ元大統領の暗殺計画の失敗の後に、2005 年 12 月にバローチスターン州で前面規模の軍事作戦が開始されて以降のことについて次のように伝えている:

“・・・デラ・ブグティ県とコール(Kohlu)県だけで、少なくとも 84,000 人の人々(大部分はマリ(Marri)族とブグティ(Bugti)族)が故郷を追われている。2006 年の 7 月と 8 月の人道的評価によれば、故郷を追われた人々(内訳は女性 26,000 人と子ども 33,000 人)はジャハラバード(Jafarabad)、ナセエラバード(Naseerabad)、クエッタ(Quetta)、シビ(Sibi)およびボラン(Bolan)の各県に十分なシェルターもなく間に合わせのキャンプで生活している・・・。避難はバローチスターン州で起こっているが、戦闘の結果だけではなく、250 万人に影響を与え、300,000 人が避難した 2007 年 6 月と 7 月の洪水が原因となっている。” [84a]

29.09 2009 年 6 月 9 日付のドーン紙は以下のように伝えている:

“バローチスターン州のある大臣が、デラ・ブグティ県とコール県における軍事作戦後に故郷の地を離れたバローチスターン州の国内避難民への支援と援助を提供していないということで中央[政府]を非難している・・・。法相のロビーナ・イルファンは、ムシャラフ政権がこの 2 つの県で軍事作戦を開始した際に数十万人の人々が家を離れたと語っている。彼女は、一方では何百万ルピーがスワットの IDP のために費やされ、片方ではバローチスターン州での軍事作戦後に家を放棄した難民に対しては無策であったことを遺憾としている。” [42d]

第 8 節: [Security situation](#) も参照のこと

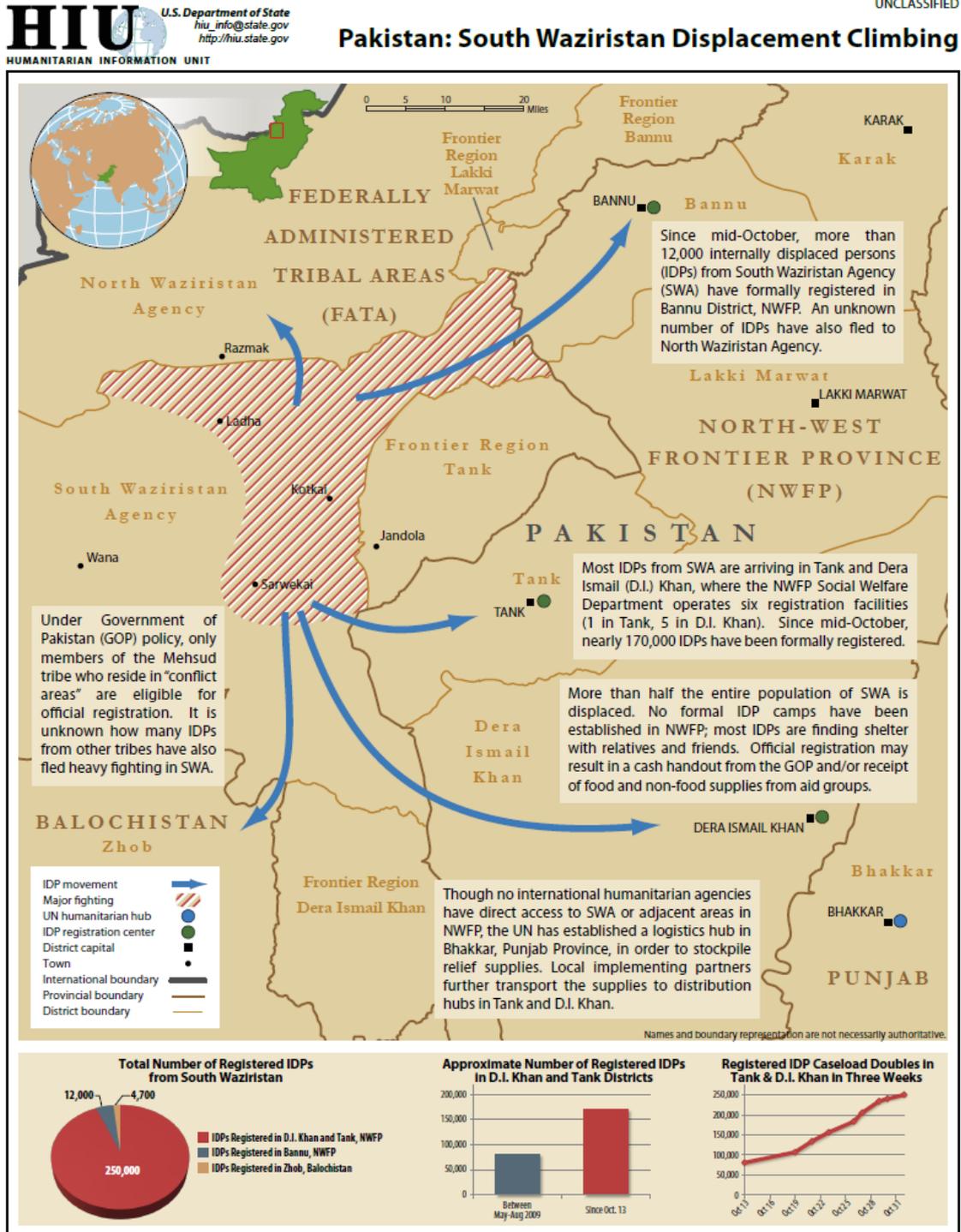
29.10 また USSD 報告は次のように伝えている。“2003 年からのメディアによる報告では、150 万人のカシミール人がインド領カシミールから難民となってパキスタン流入していると推定している。法律ではカシミール人にも完全な市民と同等の権利を付与している。” [2k] (Section 2d)

[Latest news](#) も参照のこと

[Return to contents](#)  
[Go to list of sources](#)

FATA の IDP の地図

29.11



(米国务省人道情報部門、2009年11月2日) [20]

[Return to contents](#)  
[Go to list of sources](#)

## 30. 外国人難民

- 30.01 米務省の「国別人権報告書 2008 年度版(USSD Report 2008)」は次のように伝えている:

“法律では、難民の地位に関連する 1951 年国連条約やその 1967 年議定書に準拠した保護または難民の地位の認定に関しては規定されていないが、実際には政府は大部分の事例に関しては、自らの生命や自由が脅かされる恐れのある国々への難民の退去や帰還に対しては保護を提供している。パキスタンは UNHCR の運営を担う執行委員会(Executive Committee)の委員であり、アフガン難民の保護、支援および帰還において UNCHR と協力関係にある。”  
[2k] (Section 2d)

- 30.02 米国難民移民委員会(USCRI: US Committee for Refugees and Immigrants)の「2009 年度世界難民調査(World Refugee Survey 2009)」は以下のように伝えている:

“1946 年の外国人法(2000 年に改訂)は未登録のアフガン人とアフガン人以外の亡命者に関連しており、有効な渡航文書なしに入国した者に対する 3 年までの禁固刑と罰金を規定している。しかしながらパキスタンは 1966 年の「市民のおよび政治的権利に関する国際規約」の関係国であり、この規約はほとんど例外なく法律によってのみ国外追放が可能であるとしており、政府には国外追放したい者についてはその者が追放に反対する理由を述べる機会を与え、所轄官庁にそのような事例の検討と検討を行う代表者を確保させることが求められている。またパキスタンは、1984 年の「拷問および他の残虐で非人道的なまたは品位を傷つける取り扱いまたは刑罰に関する条約」の署名国であり、この条約は拷問されると考えられるそれ相当のリスクがある場合の送還を禁じている。” [95]

- 30.03 USSD 報告 2008 はさらに付け加えている:

“難民は裁判を利用できないが、特にアフガン難民に関しては政府が基本的な健康・教育サービスを利用できるような便宜を提供している。UNHCR はパキスタン国内でアフガン以外の難民 478 人を確認している。UNCHR と政府が運営するアフガン難民委員会の双方に登録した難民はすべて、しかるべき書類を提出すれば公立の教育施設への入学が許可される。シングル女性、女性が戸主である家族および路上で働く子どもたちは、人身売買も含む虐待に対して特に脆弱な存在である。” [2k] (Section 2d)

## アフガン難民

- 30.04 USSD 報告 2008 は次のように言及している:

“1979 年以降、政府は隣国のアフガニスタンからの数百万の難民に対して暫定的な保護を提供してきている。政府が運営する国家データベース登録局によれば、アフガン難民として登録された約 215 万人が年度末現在では国内に留まっており、2002 年以降では 340 万人が帰国しているという。政府はこれらの集団に対して支援を提供するために UNHCR と緊密な連携と取り続けて

いる。同年中では約 272,000 人の難民が帰国のために UNHCR の支援を利用している。

“UNHCR によれば、国内には 80 を超えるアフガン難民キャンプがあり、71 は NWFP、12 はバローチスターン州、1 つはパンジャブ州にある・・・。10 月に政府はバジャウルの不法アフガン難民の住民にアフガニスタンに帰還するように命令し、自発的に帰らなかった難民の送還とパキスタンに戻った難民の逮捕に乗り出した。パキスタンの治安部隊は、10 月に入ってから数百人の過激派が攻撃のために定期的にアフガニスタンから国境を越えてきていると報告している。

“いくつかの事例では警察がアフガン難民から賄賂を要求していた。諜報機関のメンバーが難民に嫌がらせをしたという信憑性の高い報告もあった。NGO の仕事を引き受けた幾人かの女性難民は、自らのコミュニティーにおいてタリバンのシンパから嫌がらせを受けたことを報告している。難民は、経済競争に対して憤りを持ち、高い犯罪率を難民のせいだとする地元のコミュニティーからの社会的差別と虐待に直面している。” [2k] (Section 2d)

30.05 USCRI の世界難民調査 2009 は次のように伝えている:

“8 月[2009 年]、政府はアフガニスタンの不安定な状況と不十分な受入体制に鑑みて、パキスタン、UNHCR、アフガニスタン政府の間の三者合意の下に国内にアフガン人が滞在できる 2009 年の期限を延長した。UNHCR は帰還の終了までには 3 年から 5 年かかるだろうと見ている・・・。2006 年 10 月から 2007 年 2 月までの間に 5 歳以上の子どもも含めて国家データベース登録局に登録したアフガン人は、2012 年までは事実上の暫定的な保護を保証する登録証明(PoR)カードを所持している。ただし滞在以外の法的権利は認められていない。2007 年以降に到着した難民については PoR の資格はなく、パキスタンを離れた者は・・・[原文のまま]。” [95]

30.06 パキスタン人権委員会(HRCP)が作成した 2009 年 4 月 1 日発行の「パキスタン国内の人権状況に関する年次報告書 2008 年度版」(HRCP)は、ジャロザイ難民キャンプは推定 80,000 人のアフガン人が住んでいた時点の 2008 年 3 月に閉鎖された、と伝えている。多くのパキスタン内に再移住したが、54,000 人はアフガニスタンに送還されている。 [27e] (p196, Refugees: Jalozai)

30.07 同上の報告書はさらに次のように付け加えている。“アフガン国民は、パキスタンに違法に滞在し、有効な渡航文書を保持していないということで外国人法の下にたびたび逮捕されている。メディアの報道では、1,500 人を越える人々がこれまでに逮捕されるか、パキスタンに違法に滞在したということで刑期を務めた後にアフガン当局に引き渡されている。” [27e] (p199, Refugees: Jalozai)

[Return to contents](#)  
[Go to list of sources](#)

## 31. 市民権と国籍

31.01 パキスタン政府が発表した情報では(2008年6月30日閲覧)、パキスタンの市民権は以下のように規定された状況において取得可能であることが助言されている: “パキスタン国籍を持つ者と結婚した外国人女性”および“外国人と結婚したパキスタン人の女性の年少の子ども(21歳未満)。” 2000年4月18日以降にパキスタン人の母親と外国籍の父親の間に生まれた子どもは、自動的にパキスタンの市民権のある者として扱われる。パキスタン政府は英国を含む16ヶ国と二重国籍の合意を結んでいる。 [29b] 2010年1月4日更新の英国外務連邦省(FCO)による渡航情報は次のように述べている。 “あなたもしくはあなたの父親がパキスタン生まれならば、パキスタンのパスポートを持っていなくても、あなたは当局によってパキスタン国籍であるとみなされるかもしれない。 ” [11a] (Local laws and customs) 二重国籍合意を結んでいない国々の国籍を取得したパキスタン市民は、パキスタン国籍を放棄するよう求められる。 [29b] (p5)

31.02 1951年パキスタン市民法は、以下のような場合にパキスタン市民権を取得できることを規定している:

- 出生地による - 市民権法第4節
- 出自による - 市民権法第5節
- 移民である - 市民権法第6節
- 帰化による - 市民権法第9節
- 婚姻による - 市民権法第10節 [20b]

### 国籍証明カード

31.03 コンピュータ化国籍証明カード(CNIC: Computerized National Identity Card)に関するよくある質問(FAQ)のリストの中で、国家データベース登録局(NADRA)はパキスタンの18歳以上の全市民はCNICの有資格者であるとしている。CNICを取得するためには、申請者はパキスタン全土に設けられているいずれかのNADRA迅速登録センター(NSRC: Swift Registration Center)で登録する必要がある。この作業はペーパーレスである。しかしながら、FAQでは、身体的障害を抱える人々は、特別の申請様式を申請者の地元のNADRAまたはMADRA州本部から入手することが可能である、とされている。さらにFAQは次のように記している。 “CNICには以下の文書が必要とされます: あなたの出生証明書、あなたの学歴証明書および写し、あなたの両親の国籍証明カード。またあなたの両親の児童登録証明書(CRC: Children Registration Certificate)もしくはその様式Bのいずれかを持参する必要があります。別途の方法として、あなたの直近の家族が既にCNICを保有している場合には、必要なのはそのCNIC番号だけとなります。” [29g]

31.04 児童登録証明書(CRC)は18歳以下のすべてのパキスタン人の子どもに発行されるべきであり、カードには“・・・子どもの氏名と登録番号、誕生日、誕生日、性別、両親の氏名、CNIC番号が含まれるべきである。子どもは18歳に達したならば彼/彼女がCNICを申請する際には同じ登録番号が割り当てられる。18歳以下の子どもを登録させるのは、子どもの親/貢献人の責任であ

る。”(子どもの権利に関する国連委員会への報告、2008年1月4日) [79b] (p37)

第19節: Religion, subsections on [Voting rights](#)および[Passports and ID cards](#)も参照のこと

[Return to contents](#)  
[Go to list of sources](#)

## 32. 偽造または不法に入手された公的文書

- 32.01 カナダ移民・難民委員会(IRB: Immigration and Refugee Board)は、2007年11月28日付の情報請求回答(RIR)の中で次のように述べている:

“2005年7月のカラチに本社を置く日刊紙 *Dawn* 紙は次のように伝えている。‘数万人のパキスタン人が毎年英国に向けて偽造文書およびその他の人身売買の手段を介して辿り着いている’。人身売買に関する記事の中で[2005年3月]、*デイリータイムズ*紙は、‘偽の学生ビザで旅行する不法移民’もよくあることを示唆している。パキスタンにおける人権の向上を推進している非政府組織であるパキスタン人権委員会(HRCP)はその2006年報告の中で、これまでの4年間で33,000人を越えるパキスタン人がオマーンに入国するために不法な旅行文書を用いた後にパキスタンに帰国していることを伝えている。またHRCP報告は、300,000人を越える人々が毎年違法手段によってパキスタンを出国していることが考えられると推定している。” [12b]

- 32.02 同報告は次のように伝えている:

“通常は汚職のケースとパスポート関連の法律違反を含む移民管理を調査しているパキスタンの法執行機関である連邦捜査局(FIA)は、2004年では偽造文書によって131人および2005年の最初の6ヶ月では83人の乗客が旅行したことを承知していたと述べている。

“パキスタン・プレス・インターナショナル(PPI)によれば、2006年5月、英国政府はパキスタンのパスポート・移民事務所に偽造を検出する機械を寄贈した。文書上の画像を極めて高度に拡大し、作成文書における様々なインクの使用を特定できるこの装置は、例えばビザ取得に必要な国籍証明カード、銀行取引明細書およびその他の文書などの偽造または違法文書をパキスタン当局が発見するのに役立つことを目的としている。FIAは既にそのような機械を4台所有している。イスラマバードの英国高等弁務団のビザサービス責任者は、この記事の中では英国(UK)ビザの申請者の約2%は違法であると述べていることが引用されている。” [12b]

- 32.03 2004年6月18日付の別のIRB RIRは次のように述べている:

“2004年5月26日と27日のアイルランドのダブリンで開催された第9回ヨーロッパ出身国情報セミナー(European Country of Origin Information Seminar)での発表の際に、国連高等難民弁務官(UNHCR)のイスラマバード駐在代表がパキスタンにおける様々な国別状況について情報を紹介した。UNHCRの代表は、パキスタンでは高い水準の汚職が存在し、多くのタイプの違法文書または本物のスタンプまたは職権によって不正に証明が行われている文書を入手することが可能であると述べている。” [12a]

- 32.04 同報告は次のように述べている:

“外国人難民の認定のためのドイツ連邦局(German Federal Office for the Recognition of Foreign Refugees)の亡命・移民情報センター(Information Centre on Asylum and Migration)は、ほとんどすべてのケースにおいて、迫害

の証明のために[亡命申請者によって]提示される文書(刑法下での報告、逮捕状、裁判所の判決、弁護士の文書)は偽造または不正確な内容であることを示唆している。パキスタンでは、認証された文書(例えば、'供述調書'もしくは裁判の日までは起訴された者は自由であるとする決定)を得るためには自分自身に対して開始された(偽りの)刑事手続文書を入手することは困難ではない・・・。お金を払ったり、コネを利用して、起訴状況を描いた公表された新聞記事を得ることも可能である・・・。” [12a]

第 18 節: [Corruption](#) も参照のこと

[Return to contents](#)  
[Go to list of sources](#)

### 33. 出国/入国手続き

33.01 米務省の「国別人権報告書 2008 年度版(USSD Report 2008)」によると、法律では国内の移動、外国旅行、移住および帰国の自由を規定しているが、政府は実際にはそれらを制限しており、“・・・外国人には、FATA、バローチスタン州、NWFP の一部などを含む特定の制限された地域に入るためには、治安上の懸念があることから特別の許可を得るように求めている。外国人はアザド・カシミールに入るには政府によって発行された「異議なしの証明」(NOC: No Objection Certificate)を入手することが求められる。” [2k] (Section 2d)

33.02 カナダ移民・難民委員会(IRB: Immigration and Refugee Board)は、2007 年 11 月 19 日付の情報請求回答(RIR)の中で次のように述べている:

“カラチの事務所を置くある弁護士は、調査理事会への 2007 年 10 月 31 日の通信の中で国境警備対策に関する以下の情報を提供している。国際便によってパキスタンを出国するパキスタン人に関して、国境当局が採用している厳格な対策がある。税関を通過してパキスタンを離れようとしているパキスタン人は、様々な質問をする出入国審査官の前に進み出ることになる。出入国審査官は問題の人物には制限がないことをコンピュータシステムにおいて確認し、旅行用パスポートにスタンプを押し、すべてが適切であるならば出国スタンプも押す。次に旅行者は軍の担当者から軍担当者の監督下にある別の担当者のいずれかのところへと進む。この担当者はいくつか質問をし、パスポートをチェックし、すべてが適切であるならば、その旅行者は出発ラウンジへと進む。陸路の国境線での国境線当局に関してこの弁護士は、‘同様に厳格な対策’が採用されているが、国境の場所によって異なっている可能性がある」と述べている。” [12]

33.03 パキスタン政府の連邦捜査局(FIA)は、個人確認安全比較・評価システム(PISCES: Personal Identification Secure Comparison and Evaluation System)に関してそのウェブサイトで情報を提供している(日付不詳、2008 年 3 月 10 日に閲覧)。FIA は次のように述べている:

“PISCES プロジェクトは、旅行者の重要情報を把握するために追跡システムを出入国担当者と法執行当局に提供するもので、当事者を特定および必要に応じて拘禁することが可能となる・・・。

“PISCES プロジェクトは、リアルタイムのネットワーク環境下で出国/入国の全通関地を結ぶことが可能であり、出入国管理の分野の様々な法執行機関における円滑な作業調整と標準化を提供する。これに関連して PISCES システムは 2004 年末までに、イスラマバード、カラチ、ラホール、ペシャワール、クエッタ、ムルタンおよびファイサラバード空港の国内の 7 つの主要空港に既にインストールされている。このシステムは、出入国、警察、麻薬取締り、密輸対策および諜報機関などのすべての法執行機関からの被疑者に関する情報を収容できる用意がある。” [29d]

- 33.04 パキスタンの新聞である The News 紙は 2008 年 2 月 15 日付で、4,000 人に上る人々が連邦捜査局の PISCES 要注意リストに掲載されていることを報じている。以下は記事の内容である:

“このシステム[PISCES]は、ECL[出国管理リスト(Exit Control List)]、盗品のパスポートおよびビザに関するブラックリスト、紛失/不明パスポートおよびパスポート分類に関するブラックリスト・・・を含むあらかじめ設定された被疑者の要注意リストを対照として機能する。パキスタンには PISCES の 17 の稼働場所があり、その中にはカラチ空港、ラホール空港、イスラマバード空港、ペシャワール空港、クエッタ空港、ムルタン空港、ファイサラバード空港、ワグハ(Wagha)の陸路、チャマン(Chaman)の陸路、トルカム(Torkham)の陸路、ワグハ鉄道駅、カラチの海港、コカラパール(Khokarapar)鉄道駅、ガースバンダール(Ghassbandar)の海港、ビンカシム港(Port Bin Qasim)、テフトン(Taftan)の陸路およびススト(Sust)の陸路が含まれる。またこのシステムはグオーダー(Gwadar)空港、パスニ(Pasni)空港、トゥルバット(Turbat)空港およびグオーダー海港にも配備される予定である・・・。PISCES は、特にテロリズムや人身売買に関与する重要容疑者の特定に大いに役立っている・・・。” [44a]

第 28 節: [Freedom of Movement](#) も参照のこと

[Return to contents](#)  
[Go to list of sources](#)

## パスポート

- 33.05 通常の機械読取式パスポート(MRP)はすべてのパキスタン市民に発行することができる。申請に際しては、18 歳以上の申請者が以下の書類等を提出する: 国家データベース登録局(NADRA)の ID カード原本+写真腹写 2 枚; 国家公務員である場合には NOC[異議なしの証明書]; 旧パスポート(発行されている場合)+写真腹写 1 枚; 二重国籍取得者のみ外国のパスポートとコピー。(パキスタン政府内務省、移民パスポート総局、日付不詳、2008 年 10 月 28 日閲覧) [29a] (How to apply for MRP)
- 33.06 マルチバイオメトリックEパスポートを使用した国境管理に関連して、パキスタンの国家データベース登録局(NADRA)は次のように伝えている。“・・・国境管理システムの最新版である自動ゲートは、出入国管理当局がすべての国際空港、鉄道駅またはバスターミナルにおける全到着・出発を効率的に処理することを目的としている。” [29f] (Integration with Automated Border Control (ABC))
- 33.07 NADRA は以下のように言及している:
- “この自動国境管理(ABC)は、すべての電子パスポートを読み取るだけでなく、個人の特定のために顔認識・指紋同定(Facial Recognition and Fingerprint Identification)を行うことにより e パスポートをフルに活用する中央データベースとリンクした完全自動出入国管理システムである。

“このシステムは電子パスポートと従来のパスポートのすべての読取・処理能力と共に、海外在留パキスタン人のための国籍証明カードのような文書もすべて特定する能力を持っている。同時にこのシステムは旅行者の重要な属性と共に出発地、目的地および国籍についての情報も保持しており、必要があれば出入国管理当局や警備当局がそれを活用することが可能となっている。” [29f] (Integration with Automated Border Control (ABC))

- 33.08 また NADRA は次のように述べている。“新たなマルチバイオメトリック E パスポートは自動国境管理(ABC)システムと統合されようとしており、国境での出入国終着地におけるマルチバイオメトリック機械読取式 E パスポートのシームレスな相互接続機能(inter-working)が実現される。” E パスポートの特性としては“偽造写真を排除するために国家データウェアハウス (National Data Warehouse) からの写真と 1:1 の検証を行うための顔認証システムが挙げられる。また警察、インターポールまたはその他の当局の指名手配者リストとのクロスチェックも可能である。何らかの更新は、データベースで利用可能な個人すべての写真と照合される。” [29f] (Multi-biometric E-Passport Features)
- 33.09 カナダ IRB(移民・難民委員会)は 2008 年 11 月 19 日付の RIR において次のように述べている。“旅行情報マニュアル(TIM: Travel Information Manual)の 2007 年 11 月版によれば、パキスタンを出国する際には出入国当局によってパキスタン市民に出国許可が求められることはないが、パスポートは・・・。” [12l]
- 33.10 2009 年 1 月 29 日付のイスラマバードの英国高等弁務団の担当官からの電子メールによる回答では、原則的にパキスタン人のパスポート所有者はすべての港と合法的な国境線において、入国と出国の双方においてパスポートにスタンプを押すことになる、と述べている。しかしながら汚職が問題となっており、例えば関連担当者に賄賂を支払うことによりある個人がパスポートにスタンプを押すことを免れることは考えられうることである。FCO の担当官はさらに、前記のような理由がある場合は除いて、知られている限りではパスポートにスタンプを押さずに済むという例外は存在しない、と述べている。 [11c]

第 19 節: Freedom of Religion, subsection [Passport and ID](#) [Cards](#) も参照のこと

[Return to contents](#)  
[Go to list of sources](#)

## 出国管理リスト

- 33.11 2007 年 11 月 19 日付の情報請求回答(RIR)の中で、カナダ移民・難民委員会 (IRB)は次のように述べている:

“出国管理リスト(ECL)は、犯罪または汚職のケースで指名手配となっていたり、裁判所で告訴されようとしていたり、出国が禁じられているパキスタン市民のリストのことである。しかしながら、様々な情報源によれば、ECL は時には人権活動家や政治的反体制者を‘脅す’ために利用されることが示唆されている。さらにカラチに事務所を置く弁護士は以下のように述べている:

“政府はパキスタンを離れて欲しくない人物の氏名を入れている[ECLに]。誰かの氏名をこのリストに載せることは、正当化できる場合と正当化できない場合の双方の多くの理由があると考えられる。[リスト上の]大部分の氏名は大部分が現政権が好ましくないと考えている者であろうが、一部には重大な捜査または進行中の刑事手続もしくは刑事手続が開始されようとしている者の氏名もあるかもしれない。しかしながら、氏名の大部分は現政権に反対する政治家のものである。” [12i]

33.12 2005年11月25日付のRIRの中でIRBは次のように述べている。“ECLを維持しているのは内務省であるが、推奨される氏名をリストに加えているのは国家説明責任局である。ECLに氏名を追加するためには法的行為は不要であるが、ECLから氏名を削除するためには、裁判所からの許可が必要となる。ある者の氏名がリストにどれだけ掲載され続けるかについては、時間的制限はない。” [12g]

33.13 パキスタンにおける出国管理のテーマはさらに続く。IRBは2007年11月19日付のRIRにおいて次のように言及している:

“供述調書(FIR)は違反が行われた場合に作成される警察の報告である。カラチに事務所を置く弁護士は、自らに対するFIRが登録されたパキスタン市民はパキスタンを離れることができると説明し、さらに‘FIRの提出そのものが自動的に当事者のパキスタンからの出国を妨げるものではない。多くのFIRは根拠もなくでっち上げたものであり、反対する者を脅すために提出されるが、最終的には取るに足らないものとして棄却されることになる’”と付け加える。” [12j]

第12節: [Arrest and detention – Legal rights](#) も参照のこと

[Return to contents](#)  
[Go to list of sources](#)

## 亡命失敗者の扱い

33.14 2008年12月2日、カナダ移民・難民委員会(IRB)は情報要求回答(RIR)の中で次のように述べている:

“UPI 通信社(UPI)は2002年8月に、ナシル・アリ・ムバラク(Nasir Ali Mubarak)というパキスタン人男性が米国への不法入国で拘禁されたことを報じている。この男性はアメリカ人女性と結婚し、パキスタンに強制送還され、‘何日間にもわたり所在不明状態で拘禁された’。2004年4月UPIは‘拘束された者はパキスタンの出入国管理官によって到着するや拘禁された’”と伝えている。しかしながら、2005年5月24日付のパキスタン人権委員会(HRCP)からの通信によれば、‘パキスタン人が難民申請に失敗したとしても、通常は拘禁されたりはしない’”という。” [12h]

33.15 パキスタンの最高裁判所および高等裁判所についてロンドンに事務所を置く弁護士(barrister and advocate)による書簡に答えた2003年6月26日付の別のRIRにおいて、IRBは次のように伝えている:

“この弁護士によれば、FIA[連邦捜査局]は‘パキスタンに帰国するすべての国民の聞き取りをするわけではない。FIAは外国への旅行/訪問に関連して何らかの法律に違反したとされる者について拘禁・聞き取りをする。例えば偽の旅行文書で旅行をしたとか、有効なビザなしに入国したなどである。’イスラマバードのUNHCR事務所は調査理事会への書簡において以下のような類似した情報を紹介している:‘FIAは政府が指名手配中か何らかの犯罪活動、違法活動または反国家的活動に関与した国民のみについて取り調べを行う・・・。

“HRCPは、FIAは‘強制送還された者のリストを与えられており、当該国における犯罪活動に関与したと考えられる者について取り調べを行っていると思われる’と示唆している。さらにHRCPは続けて、‘別の国に不法に入国するパキスタン人は帰国時に拘禁されるかもしれないが、一般的には数日以内に解放される’としている。” [12i]

33.16 同上の情報は以下のように言及している:

“調査理事会との書簡において、国際関係論と政治学の博士号を持ち、パキスタンについての2冊の書籍の著者でもあり、また2001年まではパキスタンのラホールにあるパンジャブ大学の政治学の教授であったパキスタンを拠点にしているある政治・防衛コンサルタントはFIAについて次のような情報を提供している:

“外国から帰国するパキスタン人に対してFIAは聞き取りを行うことはない。パスポート検査局と税関を通過して、後はそこを離ればよい。しかしある者が何らかの理由で外国によって強制送還され(不法長期滞在、パスポートやビザの偽造、受入国での犯罪への関与)、正式にパキスタン当局に引き渡された場合には、FIA関連当局が尋問を引き受けることになる。パスポート/ビザの偽造や他の違法活動への関与が分かれば、彼/彼女は告発され裁判所へと連れ出されることになる可能性がある。強制送還はすべて取り調べの対象となる。

“ある者が別の場所で難民資格の取得に失敗した後に密かにパキスタンに帰国した場合、彼/彼女のパキスタンへの帰国には何の問題も生じない。難民資格の申請に失敗した者がその国によってパキスタン当局に引き渡された場合には、パキスタンのFIA関連当局はその者を尋問するであろう・・・パキスタン国民が外国政府によって強制送還され、パキスタン当局に引き渡された場合に、パキスタン当局が最初に調べることは彼/彼女が偽造パスポートと偽のビザで旅行したかどうかということである。そのような場合には2つのことが行われる。当局が知りたいことのひとつは、その者がどこで、どのようにして偽造パスポートまたはビザを入手したかということである。当局は彼/彼女の出發を手配した旅行会社やその他の者について知りたいと考えるだろう。次に旅行文書偽造の罪で下級裁判所において刑事訴訟を起こすことが考えられる。時には、ある者が旅行文書偽造のために禁固数ヶ月間の判決を受けたというニュースが流れることもある。

“ある者が外国政府によって強制送還されはしたが、正式にパキスタン当局に引き渡されたわけではない場合、当局はそのことについて知ることはほとんどなく、その者はひっそりとパキスタンに帰国することができる。” [12i]

33.17 IRB はさらに次のように述べている。“難民申請に失敗した者も含めて帰国する国民からの聞き取りに際して、FIA は標準的な聞き取りの手順というものを採用しているわけではない・・・。この弁護士は‘FIA の担当官が帰国した国民の文書において何らかの過失や義務の不履行見つけた場合でない限りは、難民申請に失敗した者に罰則措置が取られることはない・・・’と述べている。” [12i]

33.18 同じ情報筋はまた次のように伝えている:

“帰還したパキスタン国民に対する罰則措置の可能性について、イスラマバードの UNHCR 事務所が提供した情報によれば以下のとおりである。‘・・・通常は難民申請の失敗者に対しては罰則的措置はない・・・。ある者が難民の地位を却下された後に静かにパキスタンに帰国するならば、何も起こらないと考えてよいだろう。そのような者が強制送還されて、パキスタン当局に引き渡されたならば、その者は彼がパキスタンの法律に違反していないかを判断するために予備的な尋問を受けることになると思われる。その者の難民の地位のケースがメディアの注目を集めた場合には、政府はそれを調査するかもしれない。しかしながら、他の国で難民の地位を申請した者を訴えることのできる法律は存在しない。

“パキスタン国内において彼/彼女を対象として登録されている刑事事件が存在する場合には、難民の地位を却下されたパキスタン人は帰国に際して面倒を起こすことになる可能性がある。FIA/警察は入国した空港において到着時または彼/彼女の帰国について知るに至った後の時点でそのような者を逮捕する可能性がある。” [12j]

[Return to contents](#)  
[Go to list of sources](#)

## 34. 労働者の権利

- 34.01 米務省の「国別人権報告書 2008 年度版(USSD Report 2008)」は以下のよう  
に言及している:

“連邦法は週間労働時間を最大 48 時間(季節工場では 54 時間)としており、1 日の労働時間の間には休息時間を設け、年次休暇は有給にすると規定している。これらの諸規則は農業労働者、雇用者が 10 人未満の工場の労働者、家庭内労働者および契約労働者には適用されない。連邦労働法の下で義務付けられている労働者に対するその他の恩恵には、公の政府の休日、超過勤務手当、年次休暇および病気休暇、医療費、労働者の子どもの教育費、社会保障費、老齢年金および労働者の厚生基金などがある。

“ITUC[国際労働組合連盟]は、政府は 2007 年に一方的な法律の改正を行い、労働時間を増大し、労働者保護を弱体化させ、超過勤務手当を受ける資格のない契約労働者の分類を新たに設けたことを報告している。刑法によれば組合活動も含めて 4 人以上の集会のためには、警察の許可が必要となっている。” [2k] (Section 6a)

- 34.02 パキスタン憲法は、“14 歳に満たない子どもは工場、鉱山またはその他の危険な職業に従事してはならない”と規定している。 [29n] (Chapter 1, Article 11 (3))

- 34.03 また同報告は次のように伝えている:

“衛生と安全性の基準はお粗末である。鉱山の安全性や衛生手順書への順守は深刻と言えるほどに欠如している。例えば鉱山には進入、退出および換気のための開口部が 1 ヶ所しかない。労働者は失職することを恐れて、危険な労働条件から離れることができない。州政府はすべての労働規則の施行に関して一次的な責任を負っている。規則の施行は、限られた資源、汚職および不十分な規制構造のために効果がない。ITUC によれば、シンド州およびパンジャブ州では労働監督官が特定の雇用主を査察の適用除外としていた。多くの労働者は自らの権利に無自覚なままである。” [2k] (Section 6b)

- 34.04 2007 年 8 月に公表された国連人種差別撤廃委員会(UN Committee Against Racial Discrimination)への報告である「パキスタン: 宗教的アパルトヘイトと高圧的な正義の土地(Land of Religious Apartheid and Jackboot Justice)」において、アジア人権センター(ACHR)は次のように述べている:

“宗教的少数派は、公職においてその人口に見合っただけの職に就くことが否定されてきている。第 13 回目の公務員センサス-2006 年によれば、連邦政府の公務員の圧倒的多数(97.51%)はムスリムであり、アフマーディス(Ahmadis)はわずか 250 人(0.11%)、ヒンズー教は 499 人(0.21%)、仏教徒は 23 人、キリスト教徒は 4,731 人(2.01%)、その他の宗教は 22 人、信仰について明らかにしていない者が 0.14%であった。” [67a] (p5: Denial of government jobs)

- 34.05 USSD 報告 2008 は次のように述べている:

“3月に政府は固定最低賃金を月額 4,000 ルピー (51 ドル) から 6,000 ルピー (76 ドル) に引き上げた。これは 50 人以上の労働者を雇用する商工業関連の企業にのみ適用されるものである。国の最低賃金は労働者と家族にとっての人並みの生活水準を提供するものではなく、パキスタン労働者連盟(Pakistan Workers' Federation)の要求額である月額 12,000 ルピー (152 ドル)の最低賃金には遠く及んでいない。非正規部門、家事および移民労働者のような労働力のかなりの部分は対象となっていない。” [2k] (Section 6e)

第 24 節: Children, subsection, [Forced labour](#) も参照のこと

[Return to contents](#)  
[Go to list of sources](#)

## 奴隷労働

34.06 USSD 報告 2008 は以下のように伝えている:

“法律では奴隷とすべての形態の強制労働を禁じている。その中には奴隷労働および児童労働が含まれる。しかしながら実際には、政府はこれらの禁止条項を効果的に執行してはおらず、これらの慣行が実際に行われている多くの事例が認められる。法律では奴隷労働を違法であり、すべての既存の強制的負債をキャンセルするとしており、そのような負債を回収するための訴訟を禁じている。

“連邦レベルでの労働・人的資源・海外パキスタン人省と州レベルでの労働担当者は、奴隷労働を禁じている 1992 年の奴隷労働システム(廃止)法(BLSA: Bonded Labour System (Abolition) Act)の執行に責任を負っている。HRCP は、この法律の執行については見直しが必要だとしている。「奴隷労働廃止と解放奴隷労働者の社会復帰のための国家委員会(National Commission on Abolition of Bonded Labor and Rehabilitation of Freed Bonded Laborers)」は国際労働機関(ILO)と連携しながら、「奴隷労働の廃止と解放奴隷労働者の社会復帰のための国家政策と行動計画(National Policy and Plan of Action for the Abolition of Bonded Labor and Rehabilitation of Freed Bonded Laborers)」を実施している。

“NGO の SPARC と SHARP は、主としてシンド州で約 200 万人の人々が何らかの形態の奴隷労働に関わっていると報告している。奴隷労働はレンガ製造、カーペット製造、漁業で最も多くみられる。農村部の中でも特にシンド州のタルパカール(Tharparkar)では、農業および製造部門での奴隷労働が極めて広範に行われている。” [2k] (Section 6c)

34.07 USSD IRF 報告 2009 には以下の言及があった。“政府は信仰に基づいて個人に強制労働や奴隷状態に従わせているわけではないが、マイノリティのコミュニティ指導者は、レンガ製造や農業部門における奴隷労働の防止のための適切な行動を取ることを怠っていると政府を非難している。キリスト教徒やヒンズー教徒はこの違法な慣行の被害者になることが多い。” [2n] (Section II: Abuses of Religious Freedom)

第 24 節: Children, subsection [Forced labour](#) も参照のこと

[Return to contents](#)  
[Go to list of sources](#)